

登別市
子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月
登 別 市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
第2章 登別市の子育てを取り巻く状況	3
1 人口と世帯等の状況	3
2 教育・保育の状況	9
3 ニーズ調査結果の概要	13
4 登別市次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況	19
第3章 計画の基本的な考え方	22
1 子ども・子育て支援新制度について	23
2 基本理念	26
3 基本的な視点	27
4 基本目標	29
5 計画の体系	31
6 施策の展開	32
新制度「教育・保育の確保策と認定こども園に関する基本的な考え方」	33
（1）教育・保育の提供区域の設定	34
（2）教育・保育の量の見込みと確保策	35
（3）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策	38
地域の子育て支援サービスの充実	46
子どもの居場所づくり	50
親と子の健康の確保	53
健康な生活習慣・食育の推進	56
小児医療の確保	58
学校教育環境の充実	59
家庭や地域の教育力の向上	62
子どもの健全育成の取り組み	63
安全・安心なまちづくり	66
仕事と子育ての両立の支援	68
児童虐待防止対策の充実	70
ひとり親家庭の自立支援	72
障がい児施策の充実	73
第4章 計画の推進体制と進行管理	75
1 推進体制の充実	75
2 計画の点検・評価に向けて	76

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

わが国では、急速な少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。また、核家族化の進行、就労環境の変化など子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中で、国においては、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主の行動計画策定を義務づけるなど次世代育成支援の推進を図ってきました。

「次世代育成支援対策推進法」においては、「少子化社会対策基本法」の理念を具体化するために地方公共団体や企業に行動計画の策定を義務付けており、市でも平成 17 年 3 月に「登別市次世代育成支援行動計画」を策定し、平成 21 年度までの前期計画期間、26 年度までの後期計画期間を通して家庭、地域、保育施設、学校、行政等が連携し、子どもを生み育てやすいまちづくりを目指して次世代育成支援を推進してきました。

しかしながら、これらの取り組みにも関わらず、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること、子育ての孤立感や負担感が増加していることなどを背景とし、新たな取り組みとしての「子ども・子育て関連3法」が平成 24 年 8 月に制定されました。

この「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成 27 年に「子ども・子育て支援新制度」が施行されます。

新制度においては、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

このような流れを受け、市においても、「子どもは親、保護者が育むことが基本」としながらも、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支えあいの仕組みを構築する必要があります。

「登別市次世代育成支援行動計画」が平成 26 年度に最終年度を迎えたことから、市内の子ども・子育て支援に関するこれまでの取組の成果を引き継ぎつつ、新たな計画として「登別市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

- (1) この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。
- (2) この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画である「登別市次世代育成支援行動計画」の基本的な考え方等を継承し、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものです。
- (3) この計画は、実態調査の結果や子ども・子育て会議などによる市民の意見を反映して策定します。
- (4) この計画は、子どもが健やかに成長する環境整備や、市民の子育てニーズに対応できる子育て支援サービスの提供について、地域と一体になって取り組むための指針となるものです。
- (5) この計画は、国や道の子ども・子育て支援行動計画に係る指針を踏まえるとともに、「登別市総合計画（第2期基本計画）」（平成 18 年度～27 年度）を始めとする関連計画と整合性を図り策定します。

3. 計画の期間

この計画は、平成 27(2015)年度を初年度として、平成 31(2019)年度までの5年間を計画期間とします。

4. 計画の対象

この計画は、子どもと子どものいる家庭、地域、事業所、行政及び子育てに関する個人や団体等、市内の子どもと子育てを支える地域全体を対象として策定します。

第2章 登別市の子育てを取り巻く状況

1. 人口と世帯等の状況

(1) 人口・世帯の状況

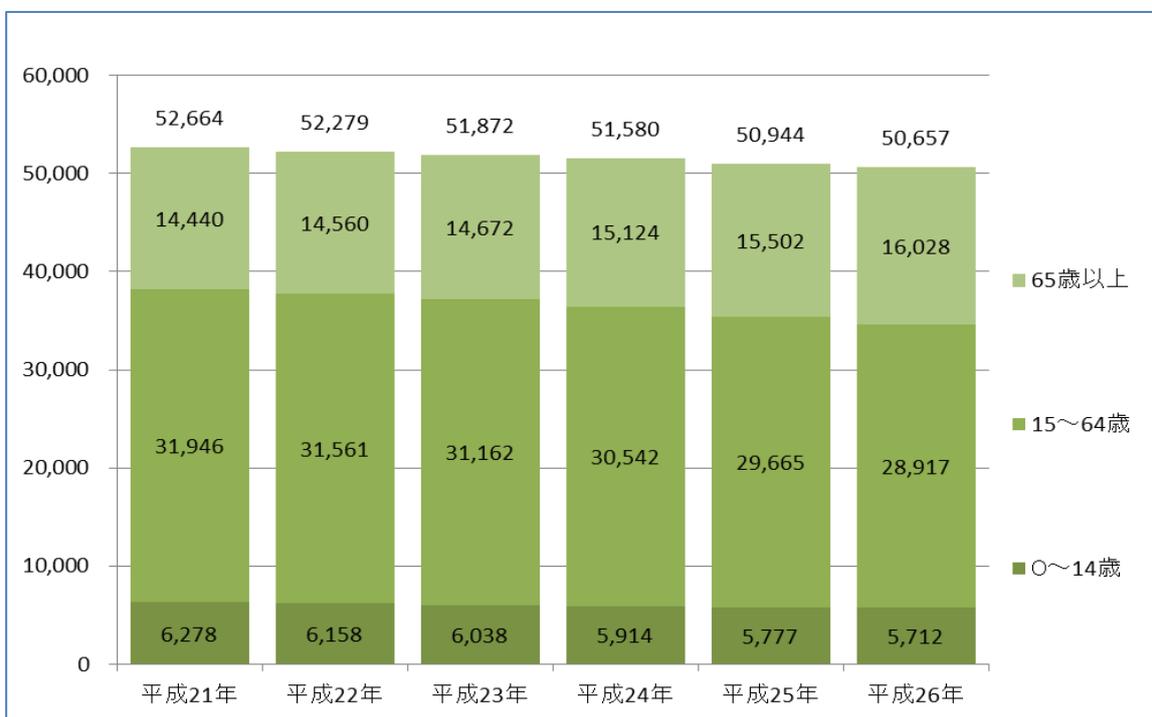
①人口の推移

市の総人口はここ数年の間減少傾向が続いており、平成25年10月1日現在の人口は50,944人となっています。

年齢区分別でみると、就学前、小学生、中学生の対象年齢に当たる「0～14歳」人口は5,777人、総人口に占める割合は11.3%となっています。

「0～14歳」と「15～64歳」は年々減少しており、「65歳以上」の高齢者人口が顕著に増加しています。

年齢3区分別人口の推移



	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0～14 歳 (人)	6,278	6,158	6,038	5,914	5,777	5,712
構成比 (%)	11.9	11.8	11.6	11.5	11.3	11.3
15～64 歳 (人)	31,946	31,561	31,162	30,542	29,665	28,917
構成比 (%)	60.7	60.4	60.1	59.2	58.2	57.1
65 歳以上 (人)	14,440	14,560	14,672	15,124	15,502	16,028
構成比 (%)	27.4	27.9	28.3	29.3	30.4	31.6
総人口	52,664	52,279	51,872	51,580	50,944	50,657

(注) 構成比 (%) は総人口に占める割合
資料: 「住民基本台帳」 各年10月1日現在

②年少人口の推移

年少人口（「0～14歳」人口）の推移をみると、平成24年は9～11歳で増加したものの、全体として減少傾向をたどっています。平成25年には0～2歳が1,000人を下回りました。

年少人口（「0～14歳」人口）の推移

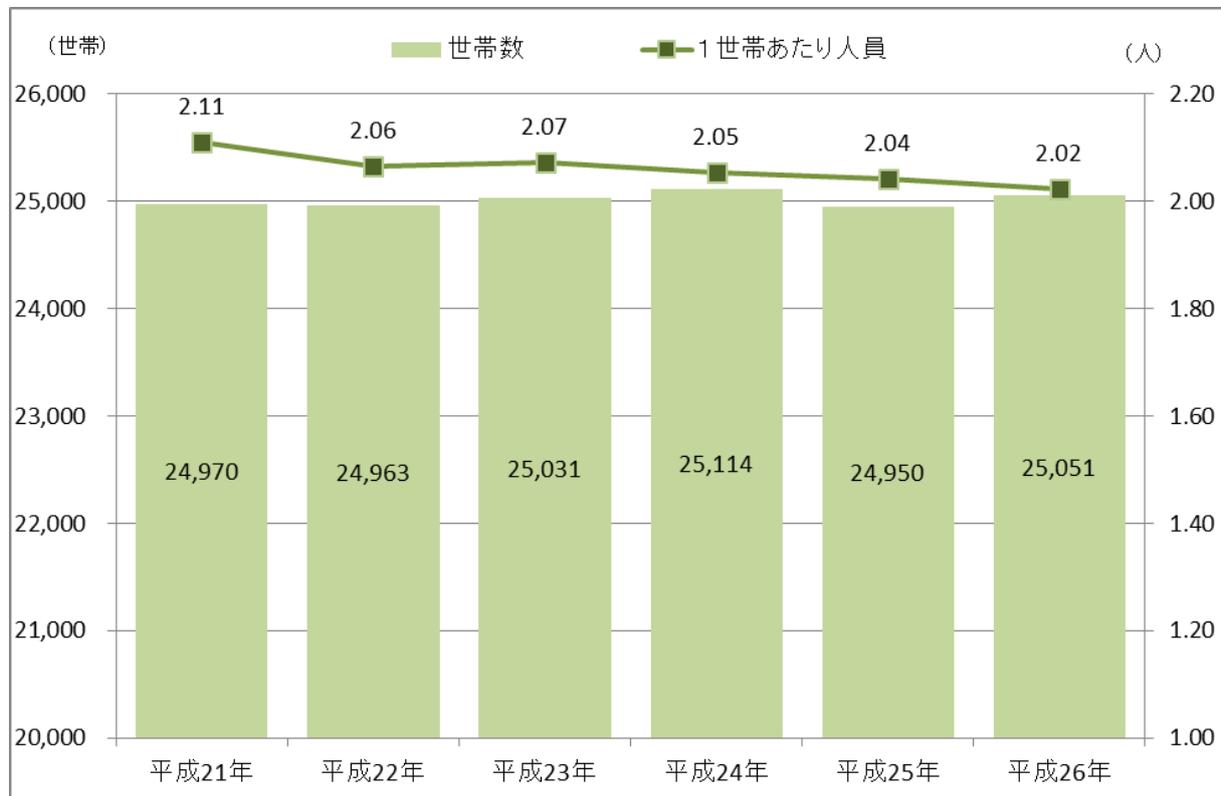


資料：住民基本台帳 各年10月1日現在

③世帯数の推移

世帯数は平成24年に25,114世帯といったん増加したものの、平成25年には24,950世帯と減少しています。1世帯あたりの人員は平成21年の2.11人から平成25年には2.04人と減少しています。

世帯数と世帯あたり人数の推移



資料：住民基本台帳 各年10月1日現在

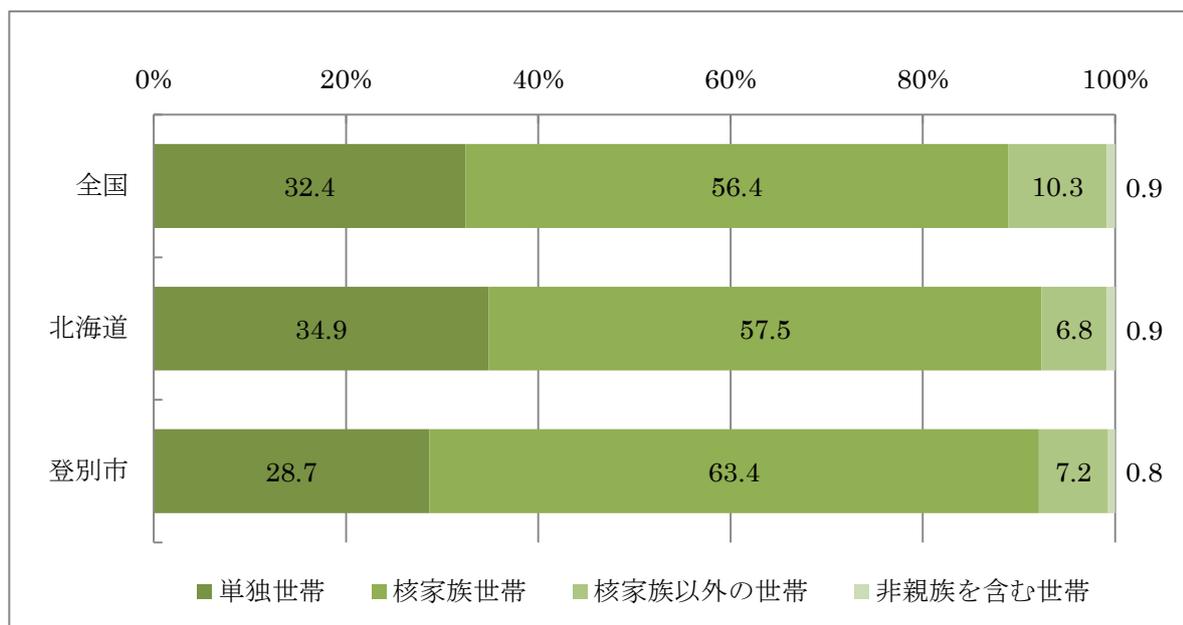
④児童のいる世帯の状況

平成22年の国勢調査によると、市の一般世帯数は21,680世帯で、そのうち「親族世帯」が15,298世帯(70.6%)、「単独世帯」が6,219世帯(28.7%)という構成になっています。

また、親族世帯のうち「核家族世帯」は13,742世帯(63.4%)となり、最も多くを占めています。

核家族世帯のうち、「夫婦と子ども」の世帯は38.9%を占めています。また、母子世帯は1,678世帯、父子世帯は278世帯となっています。

一般世帯数の構成比



(注) 構成比 (%) は一般世帯数に占める割合
資料：平成22年国勢調査

核家族世帯の状況

	核家族世帯	核家族世帯内訳			
		夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども
全国	29,206,899	10,244,230	14,439,724	664,416	3,858,529
構成比%	100.0%	20.1%	28.3%	1.3%	7.6%
北海道	1,390,075	578,874	587,312	28,294	195,595
構成比%	100.0%	41.6%	42.3%	2.0%	14.1%
登別市	13,742	6,435	5,351	278	1,678
構成比%	100.0%	46.8%	38.9%	2.0%	12.2%

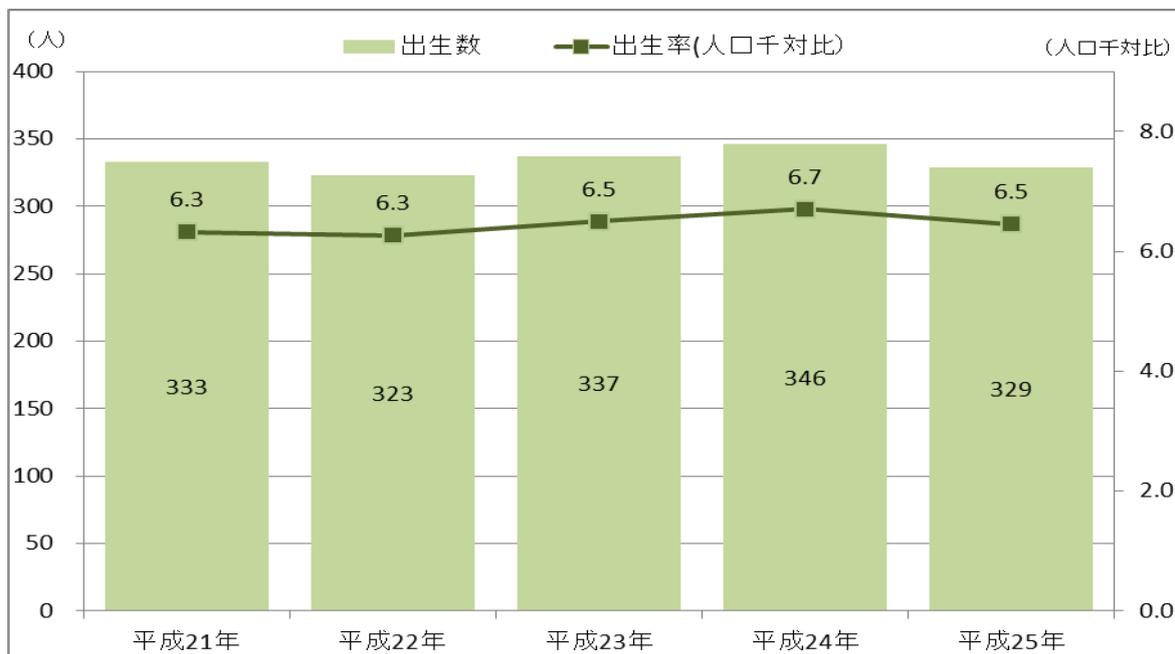
(注) 構成比 (%) は核家族世帯数に占める割合
資料：平成22年国勢調査

(2) 出生数の状況

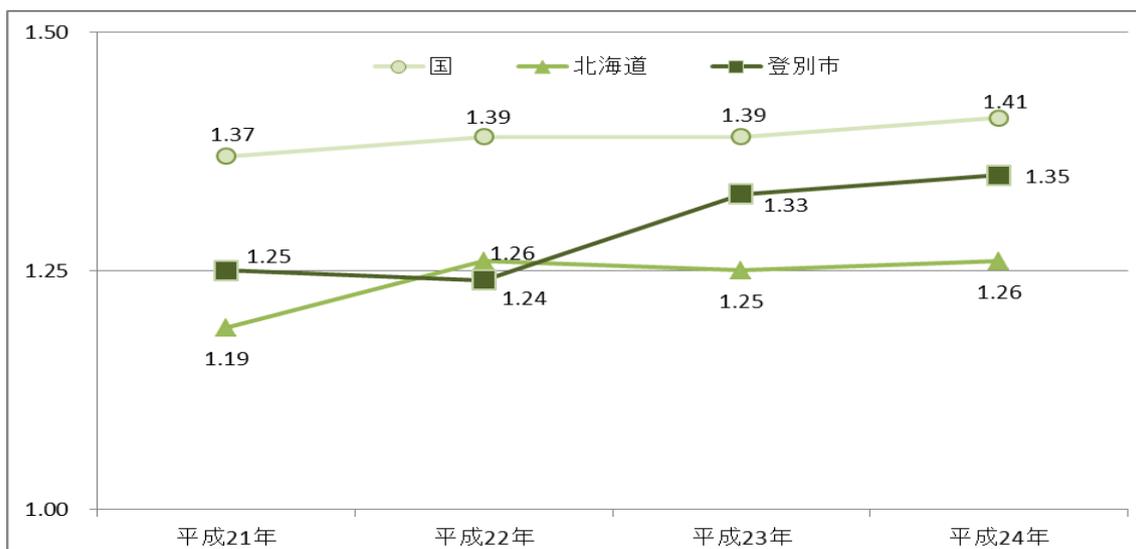
市の出生数は毎年330人前後で推移しています。出生率（人口1,000人に対する出生者の割合）は6.5前後となっています。

合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む子どもの人数）は上昇傾向にあり、平成24年には1.35と北海道平均の1.26を上回っています。

出生数の推移



合計特殊出生率の推移

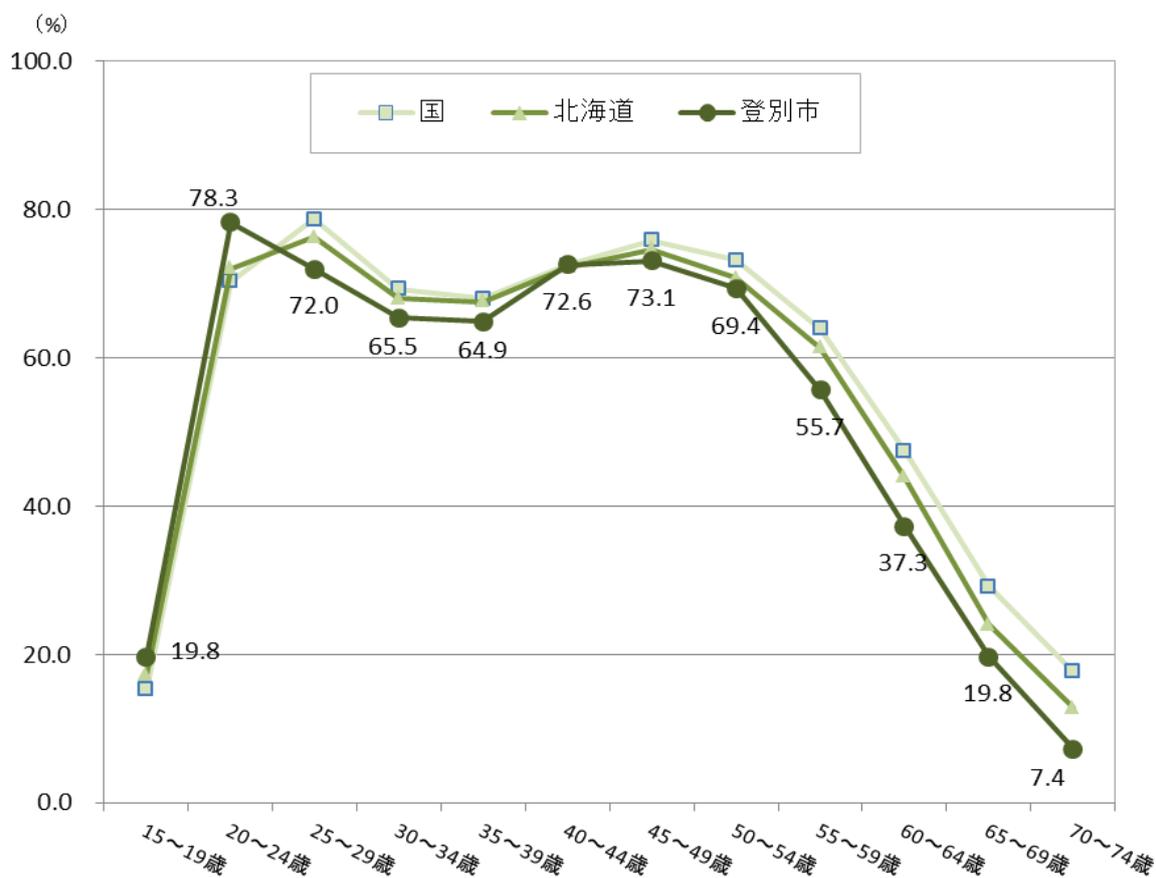


資料：国 人口動態統計（各年1月1日）（厚生労働省）
北海道 平成23年北海道保健統計年報（平成25年6月）

(3) 就業の状況

子育てと仕事との両立に関連して、女性の年齢階級別労働力率をみると、「20～24歳」の労働力率は78.3%ですが、30歳代で65%程度まで低下し、40歳代では再び7割台に上昇しており、いわゆるM字型を示しています。また、M字の底は北海道や国の値よりも低くなっています。

女性の年齢階級別労働力率



資料：平成22年国勢調査より 労働力状態不詳を含まず算出

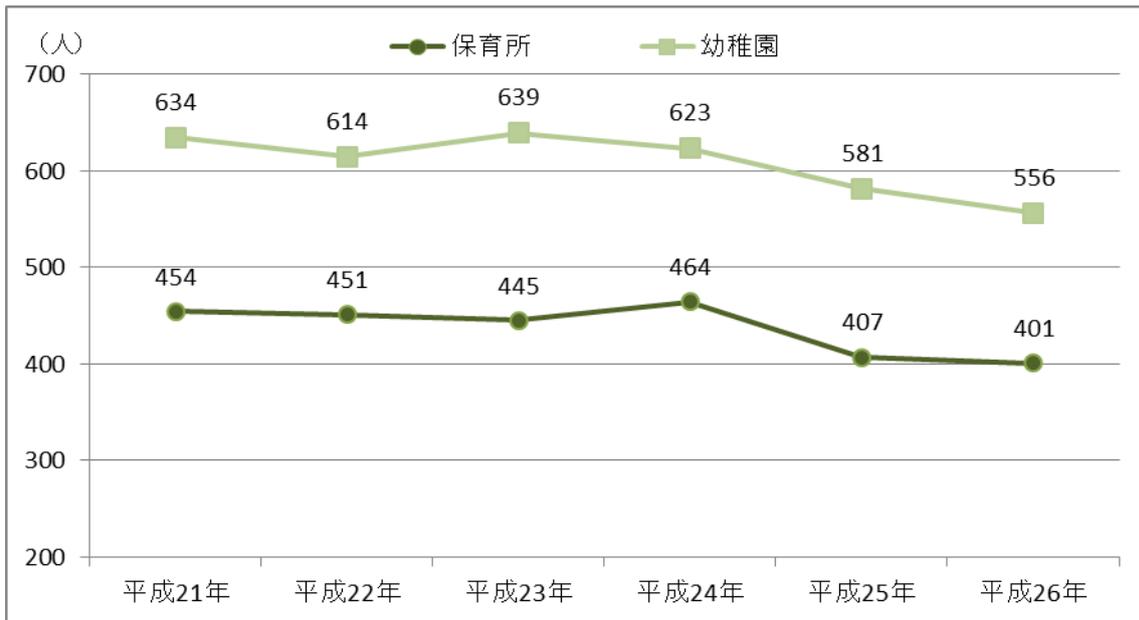
2. 教育・保育の状況

(1) 就学前の教育・保育の利用状況

市内には公立の保育所が5か所、私立の幼稚園が4園あります。平成26年5月現在、公立保育所利用者数は401人、幼稚園利用者数は556人となっています。対象年齢人口に占める利用率で見ると保育所は19.4%、幼稚園は51.9%となっています。

保育所・幼稚園ともに、平成24年以降、利用者数は減少傾向となっています。

公立保育所・幼稚園の利用者数の推移



各年5月1日現在

公立保育所・幼稚園利用率の推移

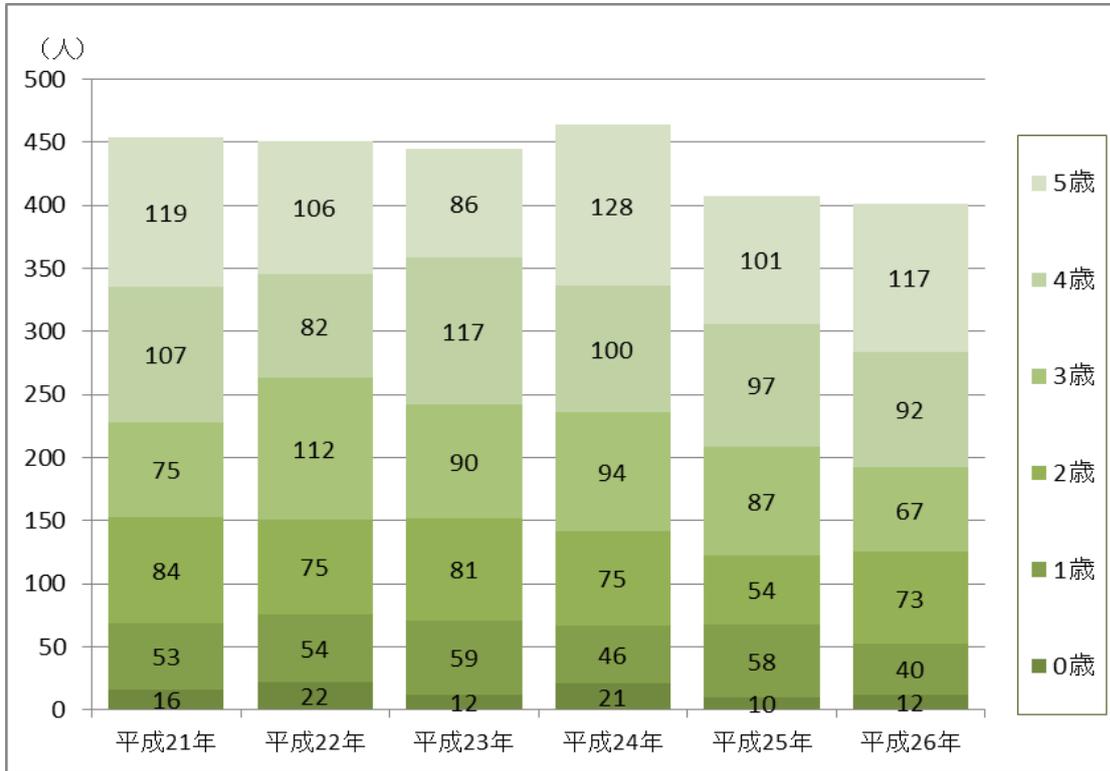
		平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
保育所	0~5歳人口	2,285	2,252	2,207	2,147	2,059	2,072
	利用者(人)	454	451	445	464	407	401
	利用率(%)	19.9	20.0	20.2	21.6	19.8	19.4
幼稚園	3~5歳人口	1,176	1,204	1,175	1,134	1,068	1,071
	利用者(人)	634	614	639	623	581	556
	利用率(%)	53.9	51.0	54.4	54.9	54.4	51.9

各年5月1日現在

①保育所利用状況

公立保育所5か所の定員総数は540人です。保育所全体の利用者数は、平成26年401人、定員充足率は74.3%となっています。

公立保育所利用者数の推移

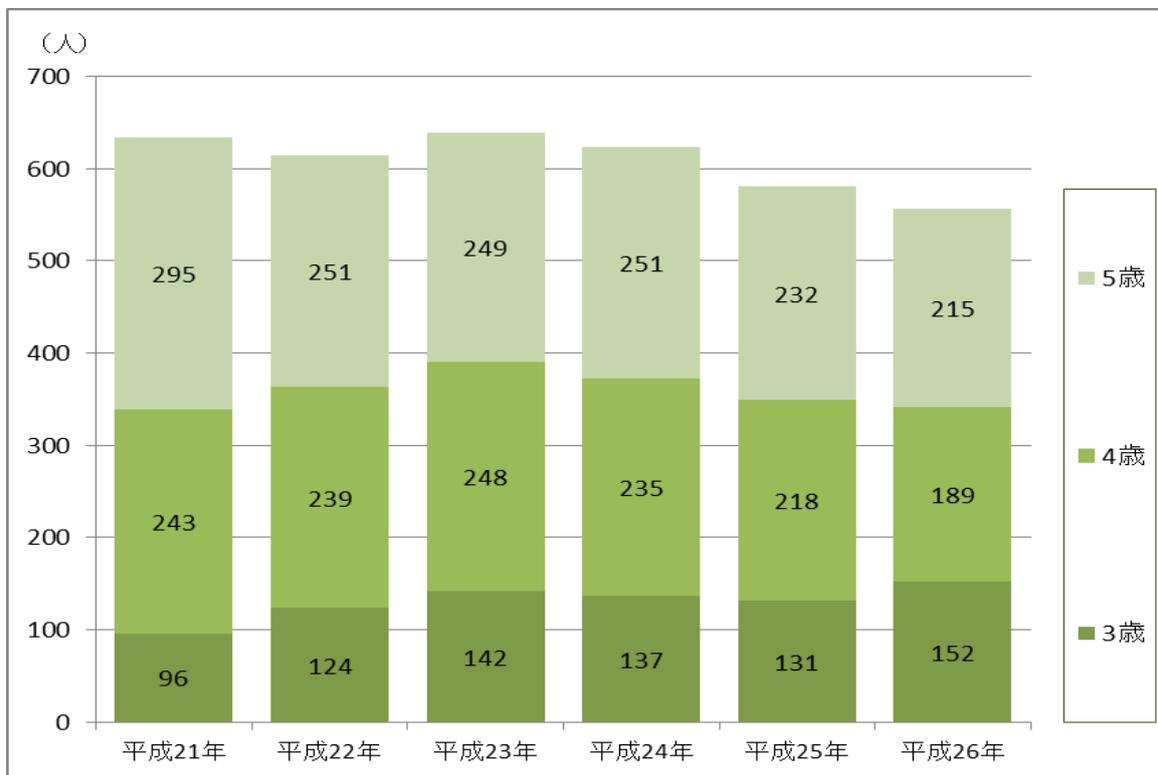


各年5月1日現在

② 幼稚園利用状況

私立幼稚園4園の定員総数は685人です。幼稚園全体の利用者数は、平成26年は556人、定員充足率は81.2%となっています。

幼稚園利用者数の推移



各年5月1日現在

③ 認可外施設の利用状況

市内には認可外の保育施設が7か所あり、平成26年5月現在、49人が利用しています。

認可外施設利用者数の推移

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
0歳	4	9	5	3
1歳	17	9	16	22
2歳	20	17	10	16
3歳	15	8	11	5
4歳	4	0	1	1
5歳	7	3	3	2
計	67	46	46	49

各年5月1日現在

(2) 児童・生徒数

市内には小学校が8校、中学校が5校あります。平成26年5月現在、小学校児童は2,402人、中学校生徒は1,145人となっています。

児童・生徒数の推移

		平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
小学校	学校数	8	8	8	8	8	8
	学級数	108	108	107	105	105	102
	在籍児童数	2,535	2,555	2,524	2,475	2,446	2,402
中学校	学校数	5	5	5	5	5	5
	学級数	51	50	47	46	46	44
	在籍生徒数	1,303	1,272	1,236	1,188	1,161	1,145

各年5月1日現在

3. ニーズ調査結果の概要

計画策定に先立って実施した「登別市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（以下「ニーズ調査」）の結果を紹介します。

(1) 調査の概要

調査地域 …… 登別市全域

調査対象 …… ①就学前児童調査：市内在住の就学前児童の保護者

②小学生調査：市内在住の小学校1年生から小学校6年生までの児童の保護者

調査方法 …… 郵送配付—郵送回収

調査期間 …… 平成25年11月8日（金）～平成25年11月25日（月）

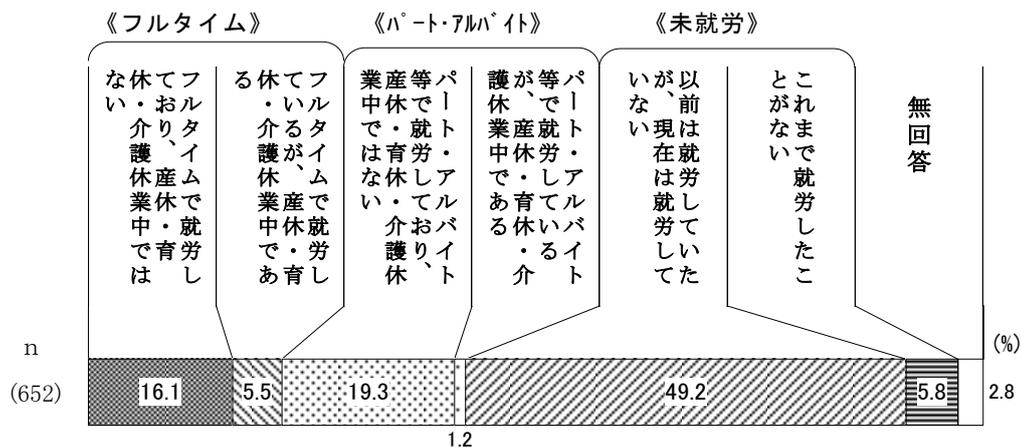
回収結果 …… 下記の通り

調査名	配付数	回収数	回収率
1. 就学前児童調査	1,000件	654件	65.4%
2. 小学生調査	1,200件	734件	61.2%
合計	2,200件	1,388件	63.1%

(2) 保護者の就労状況（就学前児童）

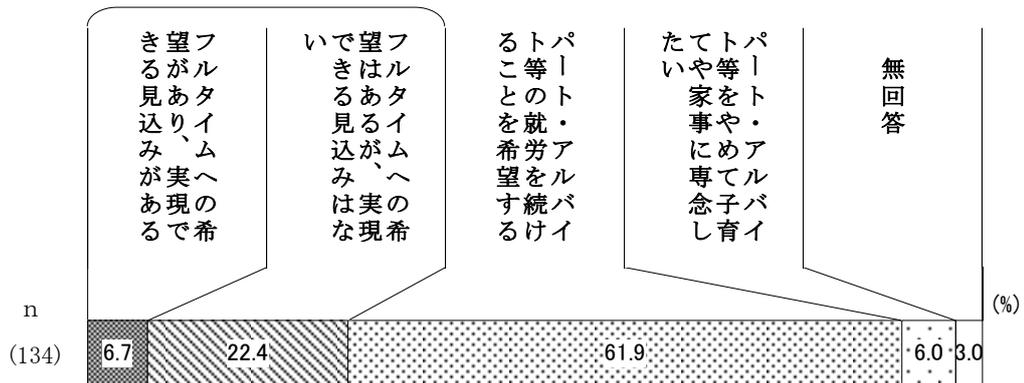
母親の就労状況は、フルタイムが21.6%、パートタイム等が20.5%となり、就労者が約4割を占めています。また、未就労は55.0%と半数以上を占めていますが、この内3割が1年以内の就労意向を示しています。

◆母親の就労状況



◆就労希望（現在未就労者）

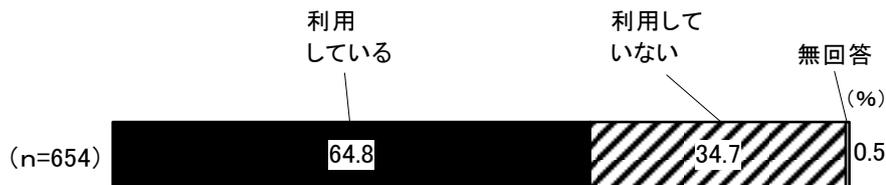
《就労希望あり》



（3）教育・保育の利用状況（就学前児童）

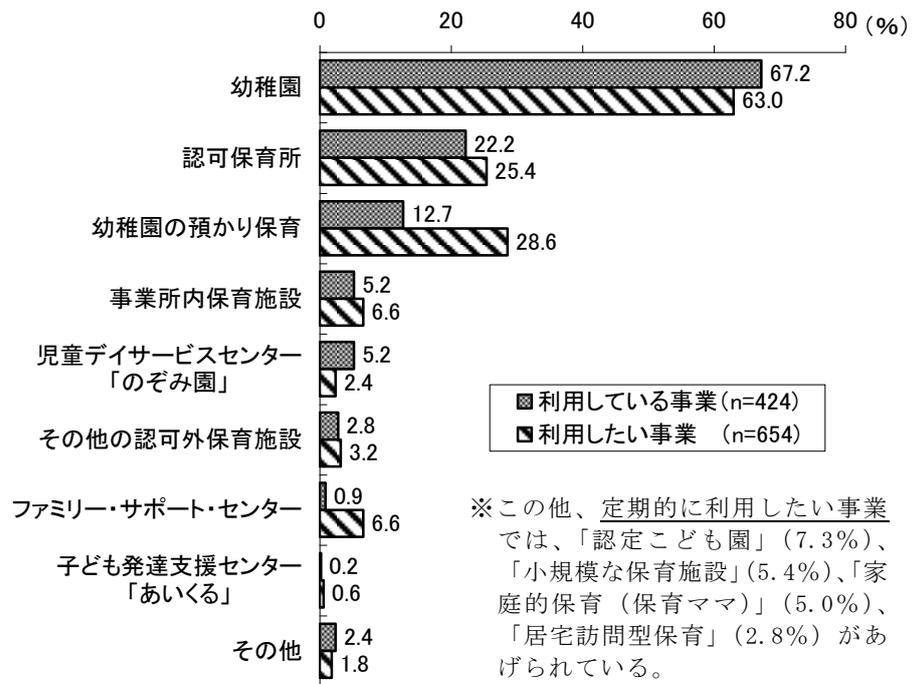
幼稚園・保育所などを平日定期的に「利用している」は64.8%、「利用していない」は34.7%となっています。

◆平日定期的な幼稚園・保育所などの利用状況



利用している事業としては、平日定期的に利用している事業等は、「幼稚園」が67.2%で最も多く、「認可保育所」（22.2%）、「幼稚園の預かり保育」（12.7%）が続いています。利用希望との差を見ても幼稚園や認可保育所では大きな違いはありません。一方で、幼稚園の預かり保育で利用意向が3割近くへと大きく増加しています。

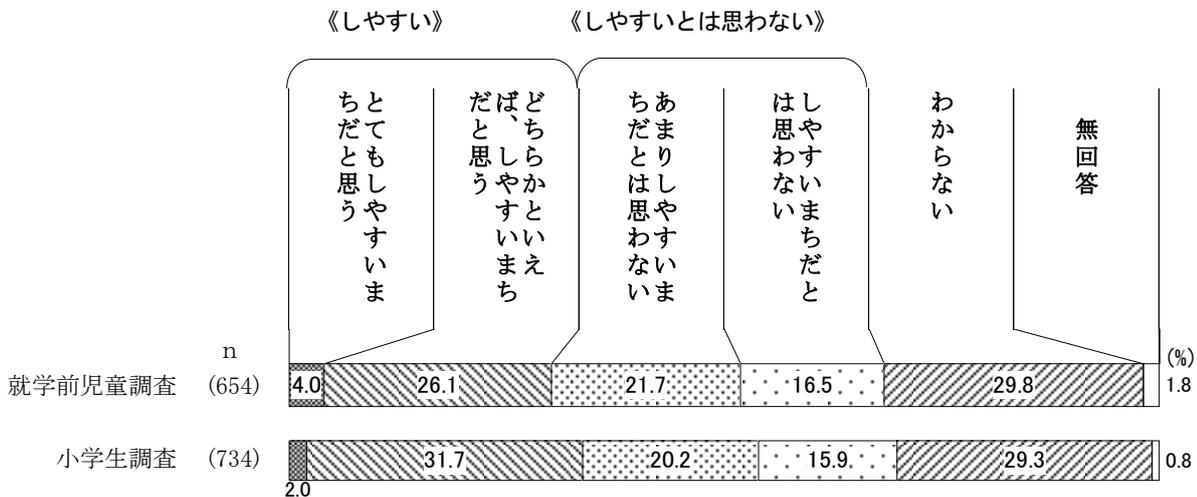
◆利用している事業等と利用したい事業



(4) 市の子育てのしやすさ

市内の子育てのしやすさについては、「しやすい」は就学前、小学校児童ともに3割程度となっています。

◆市の子育てのしやすさ

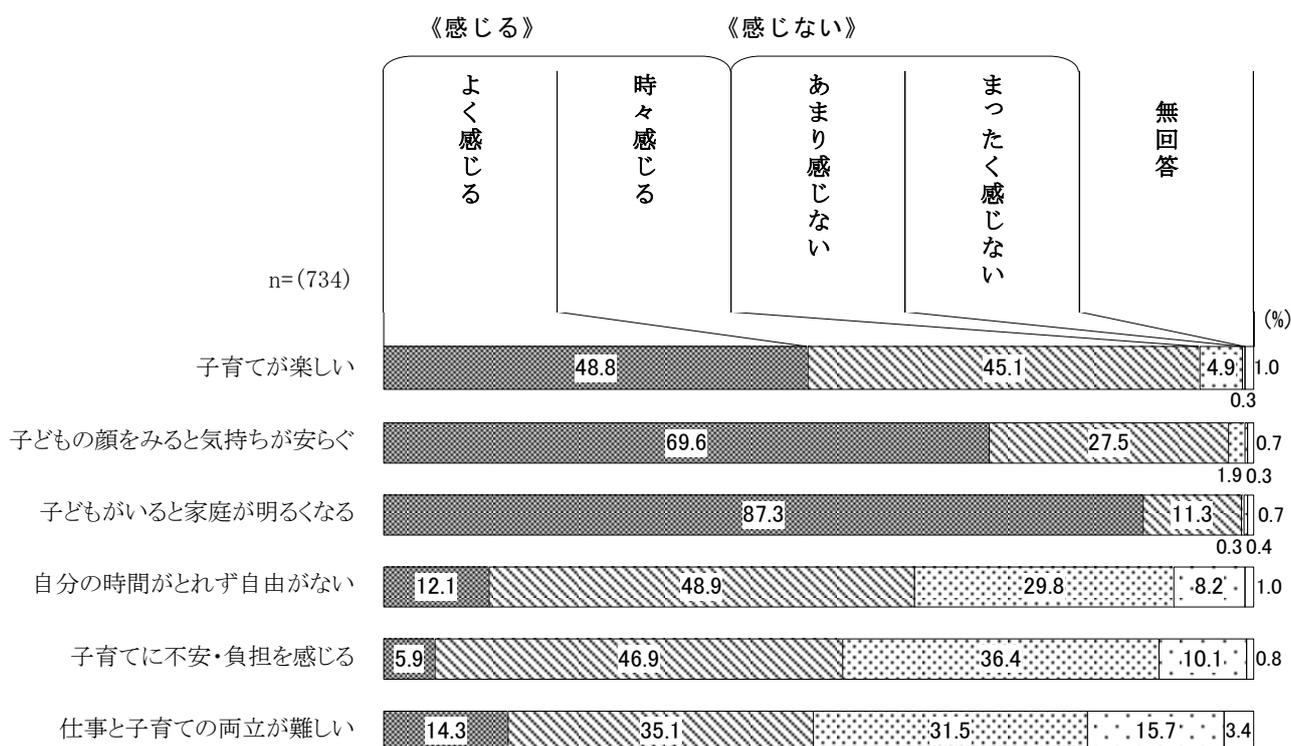


(5) 日頃の子育てについて (就学前児童)

日頃、子育てをしていて《感じる》こととしては、“子どもがいると家庭が明るくなる”(98.6%)、“子どもの顔を見ると気持ちが安らぐ”(97.1%)、“子育てが楽しい”(93.9%)といったプラス的な項目ではいずれも9割台を占めて多くなっています。

一方、マイナス的な項目では、“自分の時間がとれず自由がない”が61.0%と多く、“子育てに不安・負担を感じる”や“仕事と子育ての両立が難しい”も5割前後となっています。

◆日頃の子育てについて

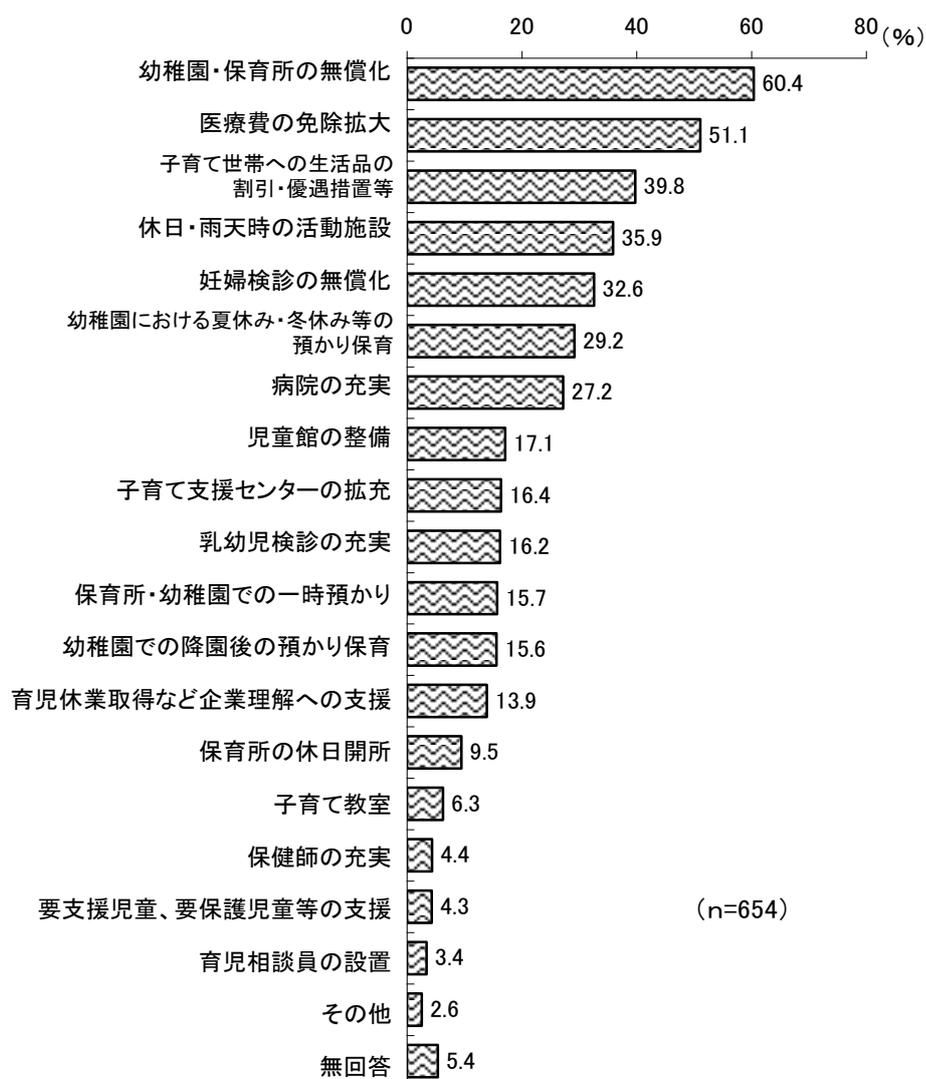


(6) 市に望む子育て支援策

【就学前児童】

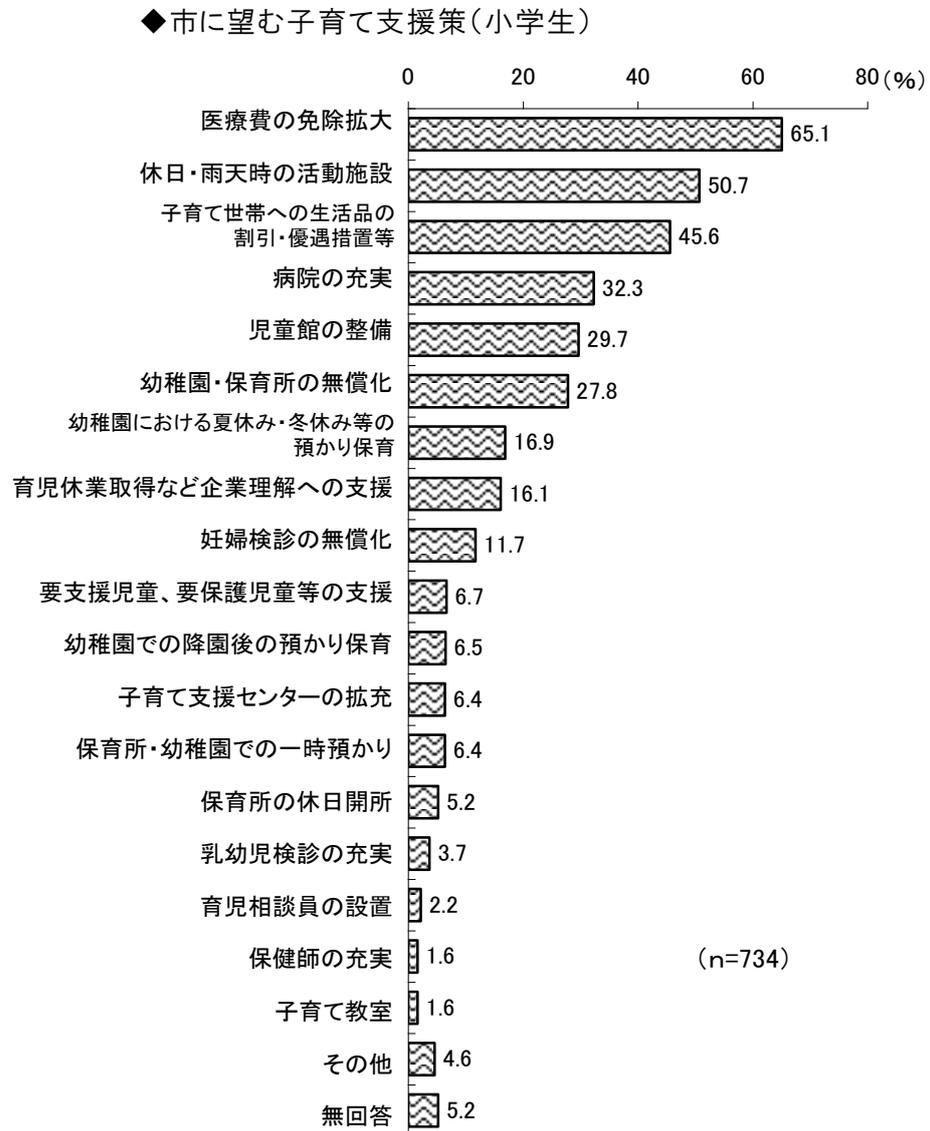
登別市に望む子育て支援策は、「幼稚園・保育所の無償化」が60.4%で最も多く、以下、「医療費の免除拡大」(51.1%)、「子育て世帯への生活品の割引・優遇措置等」(39.8%)、「休日・雨天時の活動施設」(35.9%)、「妊婦検診の無償化」(32.6%)、「幼稚園における夏休み・冬休み等の預かり保育」(29.2%)、「病院の充実」(27.2%)が続いています。

◆市に望む子育て支援策(就学前児童)



【小学生】

小学生では、「医療費の免除拡大」が65.1%で最も多く、以下、「休日・雨天時の活動施設」(50.7%)、「子育て世帯への生活品の割引・優遇措置等」(45.6%)、「病院の充実」(32.3%)、「児童館の整備」(29.7%)、「幼稚園・保育所の無償化」(27.8%)が続いています。



4. 登別市次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況

（1）次世代育成支援行動計画（後期）を振り返って

登別市次世代育成支援行動計画(後期計画)の計画期間中（平成22年度～平成26年度）の進捗状況について調査を行いました。

目標事業量の数値を掲げる31事業の目標到達率については、到達目標を100%上限とした場合の「到達率」は、平成25年度で79.2%となっています。

主な具体的取組としては、放課後児童クラブ事業では平成24年に登別小学校区内に放課後児童クラブを開設し30人の定員増を図り、地域子育て支援拠点事業では平成22年に富岸地区に富岸子育てひろばを開設しました。また、放課後子ども教室事業では平成23年に幌別東小学校で開設し、登録・利用者数が目標の200人を超える状況になっています。

一方で、未実施事業については、病児・病後児保育事業と認定こども園の推進があり、いずれも市単独で実施することが困難なことから、関係機関の協力を得ながら今後も事業の推進に努めていきます。

このほか、個別事業については、後期計画では、7つの目標のもとに、164事業（目標事業量の数値に掲げる31事業を含む）を実施しました。現状・進捗状況について各事業担当グループで評価したところ、「計画以上に進捗」及び「計画通りに進捗」した事業は全体の82.9%、「一部実施」は全体の6.7%を占め、「未実施」「事業終了」及び「事業見直し」となったものは10.4%で、概ね当初目標を達成しているといえます。

次世代育成支援対策推進法は10年間の時限立法であり、同法に基づいて策定された行動計画についてはその役割を終えることとなりますが、今後、子ども・子育て支援関連3法に基づいた子ども・子育て支援への対応が求められることから、引き続き本計画において必要な各種方策を位置付け、継続して取り組んでいく必要があります。

(2) 次世代育成支援行動計画(後期)の目標達成状況

事業名	指標名	単位	事業策定時	現状値	目標値	現状値と目標値の差	達成率
			H21	H25	H26		
ファミリー・サポート・センター事業	設置数	か所	1	1	1	0	100%
放課後児童クラブ事業	設置数	か所	6	7	8	-1	87.5%
	定員数	人	180	210	240	-30	87.5%
子どもショートステイ事業	設置数	か所	1	1	1	0	100%
一時保育事業	実施数	か所	1	1	2	-1	50.0%
	利用実日数	利用実日数	799	511	1,100	-589	46.5%
地域子育て支援拠点事業	中央センター	か所	1	1	1	0	100%
	地域センター	か所	1	2	3	-1	66.7%
通常保育事業	実施数	か所	5	5	5	0	100%
	0~2歳児定員数	人	180	180	180	0	100%
	3~5歳児定員数	人	360	360	360	0	100%
延長保育事業	実施数	か所	5	5	5	0	100%
	利用平均実人数	人	67	65	153	-88	42.5%
休日保育事業	実施数	か所	1	1	1	0	100%
	1日平均利用人数	人	3	2	10	-8	20.0%
病児・病後児保育事業	実施数	か所	0	0	1	-1	0%
認定こども園の推進	実施数	か所	0	0	2	-2	0%
児童館	実施数	か所	10	11	12	-1	91.7%
放課後子ども教室	実施数	か所	1	2	2	0	100%
	登録・利用数	人	91	157	200	13	100%
母子健康手帳	交付者数	人	374	324	妊婦全員(324)	0	100%
妊産婦訪問	訪問数	人	328	272	妊産婦全員(286)	-14	95.1%
妊婦健康診査(一般健康診査)	交付数	人	374	352	妊婦全員(354)	-2	99.4%
妊婦健康診査(超音波検査)	交付数	人	374	352	妊婦全員(354)	-2	99.4%

事業名	指標名	単位	事業策定時	現状値	目標値	現状値と目標値の差	達成率
			H21	H25	H26		
すこやかマタニティ教室	参加実人数	人	54	54	第1子出産予定の妊婦全員(169)	-115	32.0%
乳児訪問(家庭訪問)	訪問延人数	人	340	339	新生児・乳児全員(347)	-8	97.7%
乳児訪問(こんにちは赤ちゃん訪問)	訪問実人数	人	59	51	生後4か月までの乳児全員(保育士分)(57)	-6	89.5%
乳児訪問	訪問延人数	人	56	194	支援を必要とする幼児(194)	0	100%
乳幼児相談(来所)	相談延人数	人	56	284	相談ある乳幼児全員(284)	0	100%
4か月児健康診査	健康診査数	人	327	305	4か月児全員(318)	-13	95.9%
1歳6か月児健康診査	健康診査数	人	397	320	1歳6か月児全員(334)	-14	95.8%
3歳児健康診査	健康診査数	人	350	309	3歳児全員(336)	-27	92.0%
乳児歯科保健対策(フッ素洗口)	洗口数	人	205	193	保育所通所児全員(202)	-9	95.5%
乳児歯科保健対策(フッ素塗布)	塗布数	人	697	597	申込者全員(807)	-210	74.0%
母子栄養管理	利用者数	人	316	319	10か月児全員(343)	-24	93.0%
家庭教育学級作品展	展示学級数	学級	8	7	12	-5	58.3%
家庭教育講演会	参加数	人	34	30	100	-70	30.0%
文化伝承館体験学習	開催数	事業	19	13	20	-7	65.0%
子ども110番スタディちゃんの家	設置数	か所	529	483	600	-117	80.5%

第3章 計画の基本的な考え方

少子化の急速な進行、家族形態の変化、地域のつながりの希薄化、情報化の進展など、子育てや子どもを取り巻く社会の環境は大きく変化しており、多くの子育て家庭が子育ての孤立感や負担感を感じていること、家庭や地域の養育力が低下していること、子ども・子育て支援が質・量ともに不足していることなどが問題となっています。

登別市では、支援事業計画策定に当たり、子育てを取り巻く状況として、人口と世帯等の状況や教育・保育の状況を分析し、ニーズ調査や次世代育成支援行動計画の進捗状況を振り返るとともに、今後の児童数の推計を行いました。

これらを踏まえながら、新制度の目的である「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す」考えを基本に、基本理念を定め、その実現のため施策を体系化し、子ども・子育て支援に関する施策の展開を図っていきます。

1. 子ども・子育て支援新制度について

(1) 新制度の概要

『子ども・子育て支援新制度』は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度です。

新制度の主なポイントは次のとおりです。

①施設型給付・地域型保育給付の創設

都道府県が認可する認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」、市町村が認可する地域型保育事業への給付である「地域型保育給付」の創設により、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応します。

②認定こども園制度の改善

幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけがなされます。

③地域子ども・子育て支援事業の充実

地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実が図られます。

【認定について】

新制度においては、幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する場合、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなり、3つの区分（1・2・3号認定）による認定を受けていただくこととなります。

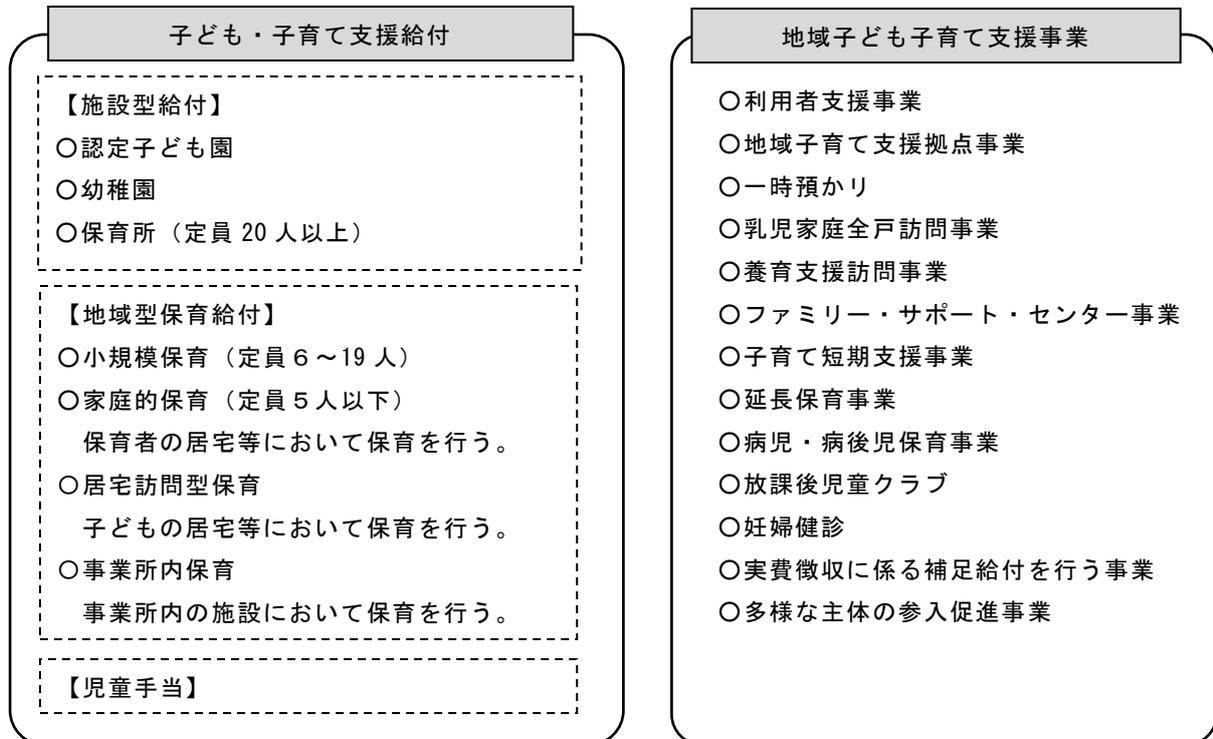
なお、私立幼稚園が、新制度の施設型給付を受けるかどうかは各幼稚園の判断に委ねることとなっており、新制度に移行しない幼稚園（確認を受けない幼稚園）や認可外保育所については、従来と変更はありません。

また、市立保育所についても、新制度に移行しますが、大きな変更はありません。

認定区分と利用可能施設

認定区分		1号認定	2号認定		3号認定
対象となる子ども		3-5歳	3-5歳		0-2歳
		保育の必要性なし	保育の必要性あり		保育の必要性あり
			教育ニーズあり	教育ニーズなし	
利用可能施設	新制度	認定こども園	○	○	○
		幼稚園	○	○	
		保育所			○
		地域型保育施設			○
	※旧制度	確認を受けない幼稚園	○	○	○
		認可外保育所	○	○	○

子ども子育て支援新制度における給付・事業の全体像



(2) 児童人口の推計値

計画期間中の児童人口は、0～5歳の就学前児童人口、6～11歳の就学後児童人口ともに減少していくことが見込まれます。

推計児童数



2. 基本理念

**安心して子どもを生まみ
健やかに育て
明るい未来をつくるまち**

市ではこれまでも、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識のもとに、『安心して子どもを生まみ、健やかに育てる環境づくり』をテーマに掲げ、子育て家庭全体を支援してきました。

子どもは「未来の夢」、「次代の希望」であり、次代を担う子どもを育むことは、家庭と地域社会が存続するための基礎的条件であるとともに、地域社会に明るい未来をつくり出すものです。

この計画においては、これまでのテーマを理念として継承し、子どもが人間として大切にされ、健やかに成長する環境を家庭・地域社会・事業主・行政など社会全体の連携でつくり上げていくため、基本理念を定めます。

3. 基本的な視点

基本理念を実現するため、市は次の8項目の基本的な視点をもって基本目標を設定します。

視点1 子どもの幸せを第一に考える視点

次代の社会を担う子どもたちの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮する必要があります。また、「児童の権利に関する条約」に示されているように、子どもに関わるさまざまな権利を擁護します。

視点2 すべての子育て家庭を支援する視点

核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、価値観の多様化などにより、子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズも多様になっています。利用者のニーズに対応した、柔軟で総合的な取り組みにより、すべての子育て家庭を支援します。

視点3 仕事と生活の調和の実現を促す視点

子育てと仕事、仕事と家庭生活や地域活動の両立は依然として困難な状況があり、それが少子化の一つの要因にもなっています。仕事と生活の両立が円滑に実現できるよう、職場における子育てへの配慮を促していきます。

視点4 地域社会等全体で子育てを支える視点

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で「子どもは社会の宝」であり、広く社会全体で支えていくことが必要です。地域社会、事業主、行政など社会を構成するそれぞれが協力して、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境を整えていきます。

視点5 地域の社会資源を活用する視点

本市には児童館、公民館、学校などの公共施設や子育てサークルを始めとする様々な地域活動、また、豊かな自然環境や受け継がれてきた伝統文化などがあります。こうした地域の社会資源を十分に活用することによって、個性豊かな子どもを育てていきます。

視点6 多様で良質なサービスを充実する視点

幼児・児童の教育・保育サービスについて、量を確保し質を高め、誰もが使いやすい良質なサービスの充実に取り組みます。

視点7 地域の実情に応じた取り組みの視点

地理的な特性、人口・産業構造、社会的資源の状況等によって、市の中でも多様な地域が存在しています。子ども・子育て支援の充実を図る際にも地域の特性に応じた取り組みとして推進していきます。

視点8 次代の担い手づくりという視点

次世代育成支援は、次世代の親となる子どもが、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みとして進めていきます。

4. 基本目標

前述の基本理念と基本的な視点に立って、次の6つの基本目標を設定し、体系的に施策を展開していきます。

- 基本目標 1 地域における子育て支援の充実
- 基本目標 2 親と子の健康の確保と増進
- 基本目標 3 子どもの成長に資する教育環境の整備
- 基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備
- 基本目標 5 仕事と生活の調和の促進
- 基本目標 6 障がい児、要保護児童等へのきめ細かな取り組みの推進

基本目標 1 地域における子育ての支援の充実

必要なサービスが必要なときに受けられるよう、地域におけるさまざまな子育て支援サービスとその情報提供の充実を図っていきます。また、子育て家庭と地域社会を結ぶネットワークづくりや子育て支援情報の充実に重点を置き、不安や悩みにも的確に対応できるよう、地域における子育て支援を充実していきます。

基本目標 2 親と子の健康の確保と増進

妊娠・出産にはじまり、育児の各ステージにおける子どもとその親（子どもを養育する全ての人）の心身の健康を維持・増進していくために、栄養のバランスと規則正しい食事習慣の教育（食育）、各種育児相談、親子の健康を支える医療の充実（特に小児医療の充実）など、保健、医療、福祉、教育の各分野の連携により、親と子の健康の確保と増進を図ります。

基本目標 3 子どもの成長に資する教育環境の整備

子どもたちが、さまざまな学習の機会や人々との交流を通して子育ての意義や大切さ、他人への思いやりや自然への愛情を育み、次代を担う社会の一員として成長できるよう、家庭、学校、地域における、教育環境のさらなる整備を進めます。

基本目標 4 安全な子育て環境の整備

子どもを安心して産み育てることができるよう、身近な公園やベビーカーでも利用しやすい道路や施設の整備など、バリアフリーのまちづくりを進めます。また、交通事故や犯罪などの被害に遭うことのない安心安全な地域づくりの取り組みを推進していきます。

基本目標 5 仕事と生活の調和の促進

すべての子育て家庭において、仕事と家庭生活のバランスの取れた多様な働き方を選択できるよう、仕事と子育ての両立を支援するための各種子育て支援サービスの充実に努めるとともに、国・道や市内事業所等と連携しながら、事業主における行動計画の策定を促します。また、働く人々の権利である育児休業制度等の関連制度等の情報提供により意識啓発に取り組みます。

基本目標 6 障がい児、要保護児童等への きめ細かな取り組みの推進

より細やかな支援が必要な子どもとその保護者が安心して生活できるよう、障がい児に対する福祉サービスなどと連携を強化していきます。また、地域の関係機関の体制強化を図り、児童虐待の発生予防や早期発見、その後の保護・支援対策等の充実に努めます。

5. 計画の体系

計画における基本目標、主要施策・施策の方向を以下のように整理します。

基本理念	基本的な視点	基本目標	主要施策・施策の方向
安心して子どもを 生み 健やかに育て 明るい未来をつくるまち	視点1 子どもの幸せを 第一に考える視 点	1 地域にお ける子育て 支援の充実	(1)地域の子育て支援サービスの充実 ①地域ぐるみの子育て支援 ②情報提供と相談活動の充実 ③教育・保育及び子育て支援事業の充実 ④各種経済的支援
	視点2 すべての子育て 家庭を支援する 視点		(2)子どもの居場所づくり ①放課後子ども総合プランの推進 ②児童館、公園等の充実
	視点3 仕事と生活の調 和の実現を促す 視点	2 親と子の 健康の確保 及び増進	(1)親と子の健康の確保 ①講座や教室、相談事業の充実 ②健診等の充実
	視点4 地域社会等全体 で子育てを支え る視点		(2)健康な生活習慣・食育の推進 ①食育の推進 ②思春期保健対策の充実
	視点5 地域の社会資源 を活用する視点	3 子どもの成 長に資する 教育環境の 整備	(3)小児医療の確保 ①小児医療体制・夜間救急医療体制の確保
	視点6 多様で良質なサ ービスを充実す る視点		(1)学校教育環境の充実 ①学力向上の取り組み ②教育相談の充実 ③地域とつながる学校づくり
	視点7 地域の実情に応 じた取り組みの 視点	4 安全な子 育て環境の 整備	(2)家庭や地域の教育力の向上 ①学習機会・情報提供の拡充
	視点8 次代の担い手づ くりという視点	5 仕事と生 活の調和の 促進	(3)子どもの健全育成の取り組み ①体験活動等の充実 ②世代間交流の促進 ③子どもを取り巻く有害環境対策の推進
		6 障がい児、 要保護児童 等へのきめ 細かな取り 組みの推進	(1)安全・安心なまちづくり ①安全・安心なまちづくり ②良質な住宅等の供給促進
			(1)児童虐待防止対策の充実 ①児童虐待防止ネットワークの充実
			(2)ひとり親家庭の自立支援 ①母子家庭等の自立のための支援
			(3)障がい児施策の充実 ①早期発見と療育・教育の充実 ②障がい児へのサービスの充実

6. 施策の展開

登別市次世代育成支援行動計画（後期計画）を受け継ぎつつ、新制度の趣旨を踏まえ、施策の体系に沿って、次のとおり子ども・子育て支援に関する施策の展開を図ります。

子ども・子育て支援法で定める「教育・保育事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」については、国から示される基本指針等に沿って、それぞれ「教育・保育事業の量の見込み」「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、設定した「量の見込み」に対応するよう、確保の内容及び実施時期を設定します。

また、その他の事業については、一律で目標値を設定することが困難であるものの、今後の進捗状況や点検・評価の必要性を踏まえ、その目安となる平成25年度末の実施状況等を記載しています。

主要
施策

新制度「教育・保育の確保策と認定こども園に関する基本的な考え方」

市は、平成25年6月に策定した「公立保育所民営化の考え方」に基づき、認定こども園を視野に入れた市立保育所の民営化を進めることとしています。

この計画における、ニーズ調査を基にした量の見込みからは、次の課題があげられます。

- ① 1～3号認定※全体では、既存の供給量で対応可能であり、保育所の需要は増加の可能性があるものの、子どもの数の減少から、教育・保育施設総体の供給量を増加させる必要性は低い。
- ② 2号認定※で学校教育の利用希望が強いため、幼稚園での長時間保育や土曜日の預かりが求められていると推察される。
- ③ 3号認定※（1・2歳児）の利用希望が強く、定員の弾力的な運用による対応にも限界がある。

これらの課題を解決するためには、需要を踏まえ、既存の教育・保育施設を教育・保育両方に対応できる認定こども園とする必要があります。

このため、消費税による財源確保が見込まれる平成30年を目途に、認定こども園の設置を目指し、教育・保育の需要に対応します。

※1～3号認定とは、次表の認定区分により、子どもの年齢や保護者の就労状況や意向等に応じ、どの施設を利用できるかを市町村が決める仕組みです。

教育・保育の量の見込みと確保策は、国から示される基本指針等に沿って、計画期間における幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）について、認定こども園、幼稚園、保育園、認可外保育施設の現在の利用状況に、利用希望を踏まえて、次の認定区分ごとに設定します。

また、設定した量の見込みに対応するよう、確保方策（利用定員）及びその実施時期を定めま

認定区分	対象		該当する施設
1号認定	3-5歳	専業主婦（夫）家庭 短時間就労家庭	認定こども園・幼稚園
2号認定	3-5歳	共働き等で学校教育の利用希望が強い家庭	認定こども園・幼稚園
	3-5歳	共働き家庭等	認定こども園・保育所
3号認定	0歳	共働き家庭等	認定こども園・保育所・地域型保育施設
	1-2歳	共働き家庭等	認定こども園・保育所・地域型保育施設

(1) 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援新制度においては、5年の計画期間(平成 27 年度から平成 31 年度)における、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を設定し、これを踏まえた上で、事業の供給量の見込みや具体的な教育・保育の提供方針としての「確保の内容」を定めることとされています。

また、国の基本指針では、上記の「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、各市町村において「教育・保育の提供区域(以下「提供区域」)」を定めることとなっています。

提供区域の設定に際しては、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けられることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案することとされています。

本市では、これまでの市の教育・保育施設の整備状況やサービス見込み量にかかわる推計、国による区域設定の諸条件等を総合的に勘案した結果、市全体を提供区域とすることで、計画期間中における需要量と供給量に対して十分かつ柔軟な対応が可能となることから、市域全域を1つの提供区域として設定することとします。

なお、市域全体を1つの提供区域としながらも、ニーズや利用状況の変化等を見極めながら、特定のエリアに施設整備が偏在することのないよう、各地域の特性や課題に応じた柔軟な対応をしていくこととします。

(2) 教育・保育の量の見込みと確保策

【注：表中の解説】

- ・「①必要利用定員総数」は、ニーズ調査の結果を基に、国が示した手引きの手順に沿って算出した「需要」の人数です。ただし、0歳児については実績と大きくかい離する見込み量のため、平成21年～25年度の実績から算出しています。
- ・「②現状の認可定員数等」は、現在の幼稚園・保育所等の定員数であり、「供給」可能な人数です。
- ・「④確保策」は、「③過不足」で生じている差について、どのように対応するかを示しています。
- ・「⑤過不足」については、「③過不足」で生じた不足を解消するため「④確保策」を講じた後の差です。

なお、現状では、公立保育所を除き新制度に移行する幼稚園等は決定しておらず、移行は事業者の任意とされていることから、幼稚園については「確認を受けない幼稚園」（従来制度のまま運営する幼稚園）として整理しています。

その上で、現行の全施設定員の総数の範囲内で、認定こども園を設立することとして、平成30年度で不足を解消する設定としています。

◎教育・保育の見込み量と確保策一覧

1号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）

	実績	見込み	計画期間				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①必要利用定員総数	581人	556人	536人	544人	543人	528人	504人
②現状の認可定員数等	685人						
幼稚園	685人						
③過不足（②－①）	104人	129人	149人	141人	142人	157人	181人
④確保策	685人	685人	685人	685人	685人	535人	535人
教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）	0人	0人	0人	0人	0人	210人	210人
確認を受けない幼稚園	685人	685人	685人	685人	685人	325人	325人
⑤過不足（④－①）	104人	129人	149人	141人	142人	7人	31人

【提供体制・確保策の考え方】

○現在、定員数685人（私立幼稚園4園）となっており、1号認定に対しては、定員数が計画期間中におけるニーズ量を上回っていることから、提供体制は満たしています。

2号認定（3歳以上、教育を希望）

	実績	見込み	計画期間				
	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①必要利用定員総数	0人	0人	139人	139人	141人	137人	131人
②現状の認可定員数等	0人						
保育所	0人						
③過不足（②－①）	0人	0人	△139人	△139人	△141人	△137人	△131人
④確保策	0人						
教育・保育施設（認 定こども園、幼稚園、 保育所）	0人	0人	0人	0人	0人	190人	190人
⑤過不足（④－①）	0人	0人	△139人	△139人	△141人	53人	59人

【提供体制・確保策の考え方】

- 2号認定のうち幼児への学校教育の利用希望のニーズに対しては、現在市内において確保できていない状況です。
- 計画期間中の平成30年度を目途に、市内のいずれかの教育・保育施設の認定こども園への移行を目指します。
- 認定こども園移行までの期間については、各年度の量の見込みが幼稚園の認可定員の余剰分を下回っており、幼稚園で入園希望者に対応できることから、幼稚園の定員枠で対応します。

2号認定（3歳以上、保育所を利用希望）

	実績	見込み	計画期間				
	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①必要利用定員総数	285人	276人	249人	253人	252人	246人	234人
②現状の認可定員数等	363人						
保育所	363人						
認可外保育施設	0人						
③過不足（②－①）	78人	78人	114人	110人	111人	117人	129人
④確保策	363人	363人	363人	363人	363人	251人	251人
教育・保育施設（認 定こども園、幼稚園、 保育所）	363人	363人	363人	363人	363人	251人	251人
地域型保育事業	0人						
認可外保育施設	0人						
⑤過不足（④－①）	78人	78人	114人	110人	111人	5人	17人

【提供体制・確保策の考え方】

- 現在、定員数363人（公立保育所5か所）となっており、定員数が計画期間中におけるニーズ量を上回っていることから、提供体制は満たしています。

3号認定（0歳、保育所を利用希望）

	実績	見込み	計画期間				
	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①必要利用定員総数	15人	12人	31人	30人	29人	29人	28人
②現状の認可定員数等	41人						
保育所	36人						
認可外保育施設	5人						
③過不足（②-①）	26人	29人	10人	11人	12人	12人	13人
④確保策	41人						
教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）	36人						
地域型保育事業	0人						
認可外保育施設	5人						
⑤過不足（②-①）	26人	29人	10人	11人	12人	12人	13人

【提供体制・確保策の考え方】

○現在、定員数41人（公立保育所5か所）となっており、定員数が計画期間中におけるニーズを上回っていることから、提供体制は満たしています。

3号認定（1・2歳、保育所を利用希望）

	実績	見込み	計画期間				
	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①必要利用定員総数	138人	113人	216人	203人	197人	194人	190人
②現状の認可定員数等	167人						
保育所	141人						
認可外保育施設	26人						
③過不足（②-①）	29人	29人	△49人	△36人	△30人	△27人	△23人
④確保策	167人	167人	167人	167人	167人	239人	239人
教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）	141人	141人	141人	141人	141人	213人	213人
地域型保育事業	0人						
認可外保育施設	26人						
⑤過不足（②-①）	29人	29人	△49人	△36人	△30人	45人	49人

【提供体制・確保策の考え方】

○各年度の量の見込みが市内保育所の認可定員（141人）を上回っており、不足が生じています。このため、他の区分における余剰分を有効活用し、2号認定（3歳以上児）の定員枠で対応します。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策

国から示される基本指針等に沿って、平成27～31年度（5年間）における地域子ども・子育て支援事業のそれぞれの量の見込みを定め、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに確保の内容及び実施時期を設定します。計画期間における量の見込み、確保の方策は以下のとおりです。

なお、計画期間中の量の見込みについては、ニーズ調査の結果をもとに算出するほか、ニーズ調査の結果は期待値も含むため、実績と大きくかい離する見込み量の場合は、平成21年～25年度の実績から見込み量を算出しています。

①利用者支援事業【新規】

【事業概要】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

単位：か所（設置個所数）

	実績	見込み	計画期間				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	0	0	1	1	1	1	1
②確保の内容	0	0	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保策の考え方】

○子ども・子育て支援に関する相談、情報提供、利用援助等の支援を行う窓口を市役所に設置します。

○子育て家庭が安心して相談できる地域子育て支援拠点を中心に、子ども・子育て支援に関する情報提供や利用援助等の総合的な支援を行うため、関係機関等とのネットワークの充実を図ります。

②地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

単位：人回／月（1月あたりの利用回数）

	実績	見込み	計画期間				
	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	1,722	1,950	2,063	2,163	2,293	2,421	2,562
②確保の内容	1,722	1,950	2,063	2,163	2,293	2,421	2,562
②-①	0	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保策の考え方】

- 子育て支援センター2か所と子育て広場の1か所で、地域子育て支援拠点事業を実施しています。
- 未設置の鷺別地区において計画期間内に子育て支援拠点の開設を目指します。

③妊婦健診事業

【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

単位：人（1年あたりの受診者数）

	実績	見込み	計画期間				
	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	3,790	3,779	3,745	3,673	3,619	3,536	3,451
②確保の内容	3,790	3,779	3,745	3,673	3,619	3,536	3,451
②-①	0	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保策の考え方】

- 妊婦に対する健康診査を14回実施しています。
- 今後もすべての妊婦に対し現行通り実施します。

④乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

単位：人（1年あたりの訪問者数）

	実績	見込み	計画期間				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	339	304	304	295	290	283	281
②確保の内容	339	304	304	295	290	283	281
②-①	0	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保策の考え方】

○乳児のいる家庭に保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報の提供、養育環境の把握、養育についての相談や助言を行っています。

○すべての乳児のいる家庭を対象として、実施率100%を目指します。

⑤養育支援訪問事業

【事業概要】

児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言、家事等の養育支援を行う育児支援ヘルパーの派遣を行います。

単位：人（1年あたりの利用者数）

	実績	見込み	計画期間				
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	2	2	5	5	5	5	5
②確保の内容	2	2	5	5	5	5	5
②-①	0	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保策の考え方】

○養育を支援することが特に必要と認められる児童・保護者に対して、相談や産後子育てママの派遣など、必要な支援を行っています。

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業です。

単位：人日／年（1年あたりの利用回数）

	実績	見込み	計画期間				
	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	0	0	1	1	1	1	1
②確保の内容	0	0	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保策の考え方】

- 近年利用実績はなく、計画期間中のニーズにも表れていません。利用の希望があった場合は、毎年委託契約をしている言泉学園と連携を図り対応を行います。
- 事業に関する周知が十分でなく活用されていない状況があることから、今後必要とする方が利用できるよう、周知の充実など利用促進を図ります。

⑦ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となり、有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員は概ね小学校6年生までの子どもを持つ保護者です。

単位：人日／年（1年あたりの利用回数）

	実績	見込み	計画期間				
	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	1,814	1,890	1,972	1,962	1,999	2,050	2,070
②確保の内容	1,814	1,890	1,972	1,962	1,999	2,050	2,070
②-①	0	0	0	0	0	0	0

※ファミリー・サポート・センターに関する数値は就学児童のみを対象とした値です。

【提供体制、確保策の考え方】

- 現在、1か所で実施しており、会員数が計画期間中のニーズを上回っていることから、提供体制は確保されています。

⑧一時預かり事業

【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

単位：人日／年（1年あたりの利用回数）

		実績	見込み	計画期間				
		平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
幼稚園	①量の見込み	11,011	10,537	13,664	13,873	13,854	13,456	12,868
	②確保の内容	11,011	10,537	13,664	13,873	13,854	13,456	12,868
	②-①	0	0	0	0	0	0	0
その他	①量の見込み	1,139	1,267	1,177	1,160	1,144	1,115	1,080
	②確保の内容	1,139	1,267	1,177	1,160	1,144	1,115	1,080
	②-①	0	0	0	0	0	0	0

※ファミリー・サポート・センターに関する数値は就学前児童のみを対象とした値です。

【提供体制、確保策の考え方】

○幼稚園在園児を対象とした一時預かりについては、現在、市内4か所（私立）で実施しており、現在の施設規模により計画期間中のニーズは確保されていることから、事業の継続を促します。

○その他の一時預かりについては、保育所における一時保育とファミリー・サポート・センターによる一時預かりがあります。保育所による一時保育は、現在、市内1か所の保育所において一時預かりを実施しており、計画期間中のニーズは確保されていることから、引き続き提供体制を確保します。ファミリー・サポート・センターについては、現在、1か所で開催しており、会員数が計画期間中のニーズを上回っていることから、提供体制は確保されています。

⑨延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

単位：人／年（1年あたりの利用人数）

	実績	見込み	計画期間				
	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	182	183	231	230	231	230	226
②確保の内容	182	183	231	230	231	230	226
②－①	0	0	0	0	0	0	0

【提供体制、確保策の考え方】

○現在、5か所すべての保育所で実施しており、定員についても設定せず、保護者の利用意向すべてに対応していることから、引き続き現在の提供体制を維持します。

⑩病児・病後児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

単位：人日／年（1年あたりの利用回数）

	実績	見込み	計画期間				
	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み			2,646	2,607	2,572	2,506	2,427
②確保の内容	0	0	0	0	0	0	0
②－①	0	0	△2,646	△2,607	△2,572	△2,506	△2,427

【提供体制、確保策の考え方】

○現在、本市では未実施事業です。

○今回のアンケート調査結果から潜在ニーズがみられることから、今後も引き続き医療機関と連携した病児・病後児保育の実施を検討していきます。

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休業日にも実施します。

単位：人／年（1年あたりの利用人数）

	実績	見込み	計画期間				
	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	213	226	245	244	245	251	268
②確保の内容	280	280	280	280	280	280	280
②-①	67	54	35	36	35	29	12

【提供体制、確保策の考え方】

○現在、市内7クラブでの実施、受け入れ可能数280人となっており、計画期間中におけるニーズ量を上回っていることから、確保体制は整っています。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

幼稚園や保育園の保育料については、国が定める公定価格を基に、各市町村が条例等により利用者負担額を設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合があると想定されます。

本事業は、教育・保育施設が上乗せ徴収を行う際、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

【今後の方向性】

事業の導入について、国や北海道の動向を踏まえ、今後の事業実施について検討していきます。

⑬多様な主体が参入することを促進するための事業

【事業概要】

保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所、地域型保育事業等の整備を促進していくことが必要ですが、新たに整備・開設した施設や事業が安定的、かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには、一定の時間が必要です。

本事業は、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせん等を行うものです。

【今後の方向性】

今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

主要
施策

地域の子育て支援サービスの充実

- 子どもたちがのびやかに育っていくうえでは、身近な地域で子どもの育ちと子育てを支えるさまざまな仕組みが必要です。
- 市では、子育て支援センター、子育てひろば、子育て相談など、地域のさまざまな機会を通じて子育て家庭への支援に努めてきました。また地域では子育てサークル活動やファミリー・サポート・センターなどの取り組みが行われています。
- ニーズ調査の結果をみると、市内の子育て環境については必ずしも満足度が高いとは言えず、まだまだ改善の余地がある結果となっています。
- 今後も、新しい制度や民間の活力を利用してサービスの使い勝手を向上させていくとともに、必要なときに必要なサービスを的確に選ぶことができるよう、十分な情報提供をしていくことが必要です。例えば、子育て応援マップの活用なども有効な情報提供につながるものです。
- すべての子育て家庭に対して、利用しやすい柔軟な子育て支援サービスを提供するとともに、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、地域の子育て関連団体やボランティアの活動を促進し、地域での子育てを支える力を高めていくことが必要です。

施策の方向① 地域ぐるみの子育て支援

子育て支援センターやファミリー・サポート・センターなど、地域密着型の子育て支援体制を推進します。また、身近なところに、いつでも気軽に親子で集い交流できる場所の設置を進めます。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
地域子育て支援拠点事業の推進	<p>子育て支援センターや子育てひろばを拠点として、あそびの広場や子育て講座等を開催し、子育て親子の交流を促進するとともに、育児相談や援助、子育てに関する情報提供等により子育て支援を推進します。</p> <p>また、地域に出向いた支援活動として移動子育て支援を実施し、子育て支援及び関係機関とのネットワークの充実を図りながら、地域における子育て支援を推進するための人材育成に努めます。</p> <p>平成25年度末現在の実施箇所は、支援センター2か所、ひろば1か所の計3か所です。</p>	子育てグループ

事業・施策名	取り組み内容	担当課
子育て支援センター事業の充実	<p>平成26年度より、中央子育て支援センターに臨床心理士等の資格を持つ「子どもの心と発達相談員」を配置し関係機関連携をしながら子どもの発育・発達に関する相談も受けることができる体制を整えています。</p> <p>子育て家庭にきめ細やかな子育て支援事業や相談機能を効果的・効率的に提供できるよう、子育て支援センターを中心とした関係機関等によるネットワークの充実を進めます。</p>	子育てグループ
ファミリー・サポート・センター事業の充実	<p>子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助をしたい人（提供会員）の双方が会員となり、依頼会員が残業や急用などのとき、提供会員の自宅での子どもの預かりや送迎などを行い子育て支援の充実を図ります。年々利用件数、会員数が増加しており、活動の調整役である本部の体制を強化し、高まる需要に応え、仕事と育児が両立できる環境づくりを進めます。</p> <p>平成25年度末現在、会員数は948人です。</p>	子育てグループ
産後子育てママ派遣事業の実施	<p>出産後のお母さんの体力が回復するまでの間、育児や家事の支援を必要とする家庭に対し、ヘルパーが訪問してお母さんや生まれたお子さんの身の回りの世話などを行い、お母さんが安心して日常生活を営むことができるよう支援します。</p> <p>平成25年度の利用者数は3人です。</p>	子育てグループ
子育てサポーターと地域ボランティアの育成	<p>地域の子育て支援や相談体制の充実を図るため、地域の子育て支援事業を推進する子育てサポーターや地域ボランティアの発掘・育成に努めます。</p> <p>平成25年度は、美園・若草・鷺別地区でせわすき・せわやき隊（すきやき隊・会員数65名）が活動しています。</p>	子育てグループ
子育てサークルへの支援と連携	<p>親子交流を行っている子育てサークルの取り組みなどに対する支援や連携を行います。今後はサークル同士の交流を持つように支援をしていきます。</p> <p>平成25年度末の子育てサークルは2団体です。</p>	子育てグループ
ふれあい子育てサロンの実施	<p>社会福祉協議会等と連携し、子育て中の親子と高齢者が、気軽に・楽しく・自由に集い、それぞれの興味や関心にあわせた交流・活動等を通じ、仲間づくりを支援します。</p> <p>平成25年度末現在、4か所で実施しています。</p>	社会福祉グループ

施策の方向② 情報提供と相談活動の充実

必要な人が必要なときに情報が得られるよう、市の広報紙やインターネットなどを活用した、地域の子育て支援サービスの提供体制を充実します。また、いつでも気軽に相談できる場の設置を進めるとともに、各種相談事業を充実します。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
【新規】 利用者支援事業の 充実	子育て家庭が安心して相談できる地域子育て支援拠点を中心に、子ども・子育て支援に関する情報提供や利用援助等の総合的な支援を行うため、関係機関等とのネットワークの充実を図ります。	子育てグループ
子育て支援情報の 提供	各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう関係機関・民間施設等の協力を得て、ホームページ、メールによる配信、パンフレット、子育てマップや子育てガイドブックなど、様々な形で情報提供の充実を図ります。	子育てグループ
幼児教育等に関する 情報提供等の促進	各幼稚園で、保護者等から日頃の幼児教育に関する不安や悩みなどの相談に対し、相談や情報提供を速やかに受け入れられるような体制づくりの促進を図ります。	子育てグループ
子育て相談の実施	子育てに関する悩みを抱えている子育て家庭の相談を、子育てグループや子育て支援センターで行い、子育てを支援します。 平成25年度の相談数は404件です。	子育てグループ

施策の方向③ 教育・保育及び子育て支援事業の充実

就労している保護者や、在宅で子育てをしている保護者など、多様な保育・子育て支援ニーズに対応できるよう、子育てサービスの充実を図ります。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
公立保育所の民営化	公立保育所で培われてきた保育に民間の技術や手法を取り入れた幼児教育を加え、地域の未来を担う子どもたちに「保育」と「教育」の一体的な提供を図るとともに、民間活力を取り入れた新たな保育環境を構築するため、公立保育所の民営化を進め、保育需要に柔軟に対応する保育サービス、地域の子育て支援の充実を図ります。	子育てグループ
【新規】 新制度の普及と認定 こども園の推進	地域の未来を担う子どもたちを育むための子ども・子育て支援新制度を円滑に施行するため、情報収集や利用者への情報提供を行うとともに、就学前の子どもに幼児教育・保育を保護者の就労の有無にかかわらず一体的に提供するとともに、地域における子育て支援を行う機能を備える認定こども園を推進します。	子育てグループ

事業・施策名	取り組み内容	担当課
【新規】 施設型給付・地域型保育給付の推進	子ども子育て支援法における保育所、幼稚園、認定こども園や地域型保育事業の利用に対し、施設型給付費を支給します。	子育てグループ
一時保育事業の実施	保護者の就労や急病、事故等により一時的に家庭での保育が困難となった児童の保育や、保護者の急病、事故等による緊急的又は一時的な保育を実施します。 平成25年度末現在、1か所で実施しています。	子育てグループ
延長保育事業の実施	保護者の就労形態の多様化や勤務時間の増加等の保育ニーズに対応し、必要に応じて通常保育時間以上の保育を行います。 平成25年度末現在、5か所（全保育所）で実施しています。	子育てグループ
休日保育事業の実施	日曜・祝祭日などに、保護者の勤務等により家庭で保育できない場合に、休日保育を行います。 平成25年度末現在、1か所で実施しています。	子育てグループ
保育所広域入所事業の実施	保護者が勤務場所や通勤などの都合により、他市町村の保育所にも入所できるよう配慮し、子ども・保護者の負担軽減と利便性の向上を図るため、受け入れ先の市町村との調整を行います。 平成25年度末現在、1か所で実施しています。	子育てグループ
子どもショートステイ事業の実施	保護者の病気などにより児童の養育が一時的に困難になった家庭の児童を一定の期間、児童養護施設で養育します。 平成25年度末現在、1か所で実施しています。 （社会福祉法人 室蘭言泉学園へ委託）	子育てグループ
病児・病後児保育事業の実施	病気中もしくは病気の回復期にある児童を、保護者の就労などの理由により家庭内で保育できない場合に、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育を行う事業です。現在市では実施していませんが、可能な実施手法を検討していきます。	子育てグループ
保育所地域活動事業の充実	地域に開かれた保育所として、全ての保育所でお年寄りとの世代間交流や地域の異年齢児交流事業を実施します。交流内容の充実を図り、子ども達の発達を支援するとともに、交流先の方々にも参加いただける内容を盛り込んでいきます。 平成25年度末現在、5か所（全保育所）で実施しています。	子育てグループ
保育の質の向上	保育の質の向上を図るため、保育士の専門性、人材の安定的な確保を目指し、北海道主催の講習会や民間の専門機関が行う個別保育研修に積極的に参加するとともに、それらの資料を活用し、職場内研修や臨床心理士等の専門家による指導を行い、保育士個々の資質の向上に努めます。	子育てグループ

施策の方向④ 各種経済的支援

子育て家庭に対する児童手当、乳幼児医療費支給等の制度の推進に努めます。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
児童手当の支給	児童手当法に基づき、児童を養育している方に手当を支給し、家庭における生活の安定に寄与し、子どもの健全育成を図ります。	子育てグループ
乳幼児等医療費の助成	0歳から小学校6年生までの子どもの医療費の自己負担額の一部を助成します。	年金・長寿医療グループ
利用者負担の軽減	私立幼稚園就園奨励費補助金等により、保護者の保育料負担を支援しています。 保護者負担の軽減を図るため、幼稚園・保育所・認定こども園の利用者負担額の軽減について、国の動向等を注視しながら検討します。	子育てグループ

子どもの居場所づくり

- 子どもは遊びを通じた友だちとのふれあいや交流の中で、社会性や協調性を身につけ、豊かな人間性を育みます。
- テレビゲームやパソコン、携帯電話の普及が進む一方で、空き地が減少している現在では、子どもたちのコミュニケーション方法が変化したり、室内でひとりで遊ぶ子どもが増えているものと考えられます。
- ニーズ調査からは、特に小学生の保護者から、身近な所に「思いきり体を動かせる遊び場がない」「雨天や冬場の遊び場がない」という意見が多くなっています。
- 本市では、公園の整備や児童館の整備、放課後児童クラブや放課後子ども教室を中心に、子どもたちの居場所となる事業を実施しています。
- 子どもたちがのびのびと遊べ、安全に過ごすことができる「居場所・遊び場」を充実する必要があります。

施策の方向① 放課後子ども総合プランの推進

心豊かでたくましい子どもたちを社会全体で育むため、登別版「放課後子ども総合プラン」を推進します。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
放課後子ども総合プラン推進事業の推進	放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援するため、放課後子ども教室、放課後児童クラブを実施しています。登録者の増加に対応できるよう、活動スペースや運営スタッフの確保・育成・発掘のため、道主催の研修会への積極的な参加を推奨し、人材の育成を図るとともに、放課後子ども教室の体験学習等に児童クラブの子どもたちが参加するなど、引き続き連携を推進していきます。	社会教育グループ 子育てグループ
【新規】児童館・放課後児童クラブ・放課後子ども教室の一体的な運営	各施設の設置目的等を踏まえながら、子どもたちが安心・安全に放課後を過ごすことができるよう、児童館・放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体的な運営方法について整理し、全校児童を対象とした事業への拡大も検討していきます。	子育てグループ 社会教育グループ

施策の方向② 公園、児童館等の充実

子どもたちがのびのびと遊べ、安全に過ごすことができるよう、公園や児童館などの社会資源を充実していきます。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
子どもの活動と安全に配慮した環境整備	地域のニーズを把握しながら、利用者の安全・安心を確保し、快適な環境をつくるため、都市公園施設の計画的な改築等を行うとともに、子どもが身近なところで、のびのび遊ぶことができる場所の確保や、子どもに豊かな自然環境を与え、子ども自身が遊びを見つけて、遊びを創りだせるような環境を整備します。	子育てグループ 都市計画・公園グループ
児童館事業の充実	児童に健全な遊びを与えて、その健康の増進と情操を豊かにし、児童福祉の向上を目的とした児童館活動を充実するとともに、児童の適正な居場所の確保のため設置個所の見直しや老朽化対策に努めます。 鷺別児童館については、鷺別小学校の建て替えに併せた改築を検討していきます。 平成25年度末現在、児童館8か所、児童センター1か所、児童室2か所設置しています。	子育てグループ
青少年会館の利用促進	青少年が学習、サークル活動、並びに体育、レクリエーション等を通じ、余暇の活用を図るとともに社会文化の向上を目途に健全な次の世代の担い手になる場として青少年会館を設置しています。 平成25年度末現在、2か所設置しています。	社会教育グループ
図書館事業の実施	親子がふれあう機会を計画的に提供するため、気軽に利用できる自由な交流の場である図書館を会場に、年間を通して多種多様な事業を実施しています。	図書館

主要
施策

親と子の健康の確保

- 核家族や短期居住者の増加は、妊娠や出産に関する身近な経験者の知識や経験を受け継いでいく機会の減少につながっていると考えられます。
- 本市では、妊産婦・乳幼児に関わる各種の健診を実施するとともに、乳幼児育児相談・栄養相談、母親学級（両親参加）、発育・発達過程に応じた相談事業や助産師、保健師による家庭訪問、育児相談などを実施しています。
- 出産や子育て不安を解消し、親が気持ちにゆとりを持つことができるよう、出産・子育て情報の提供、各種の講座や教室の開催、気軽に相談できる窓口を充実していくとともに、子育てする親が孤立しないで、お互いに学びあい支えあえるように、親の仲間づくりを支援していくことはとても重要なことです。
- 子どもと親が健やかに生まれ育っていく上で、心身の健康は不可欠な要素であり、妊娠・出産、乳幼児期を通じて親と子の健康が確保されるよう、より一層の健康診査や相談・指導、親同士の交流機会の充実が必要です。

施策の方向① 講座や教室、相談事業の充実

妊娠・出産・育児に関して、「学べる」場の提供、「相談できる」機会の充実、「支えあう仲間ができる」場づくりを支援します。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
母子健康手帳の交付	お母さんとお子さんの健康管理に役立てることを目的に、妊娠中の方に交付します。また、安心して妊娠期を過し出産を迎えられるよう交付時に保健師・助産師が必ず面接し妊娠期アンケートを行い、支援を必要とする妊婦が安心して相談できるよう努めます。 平成25年度の交付人数は、324人です。	健康推進グループ
妊産婦訪問の実施	妊娠期に支援が必要な方、及び産婦全員を対象に訪問による保健指導を行います。 平成25年度の訪問数は、272人です。	健康推進グループ

事業・施策名	取り組み内容	担当課
不妊治療助成事業の普及啓発	不妊治療（体外受精・顕微授精に限る）を受けている方の経済的負担を軽減するなどをも目的とした、北海道が行う「特定不妊治療費助成事業」の普及啓発に努めます。	健康推進グループ
すこやかマタニティ教室の開催	初産妊婦とその夫を対象に、沐浴、おむつ交換等の実習体験や先輩ママとの交流会等を行います。 平成25年度の教室参加者は、54人です。	健康推進グループ
赤ちゃん訪問の実施	赤ちゃんが生まれた家庭を全戸訪問し、母乳栄養などのきめ細やかな指導を行い、育児不安を軽減し、母の育児を全面的にサポートします。 平成25年度の訪問数は、339人（97.7%）です。	健康推進グループ
乳幼児訪問の実施	赤ちゃん訪問や健診において、子育てに自信が持てない、あるいは育児不安がある保護者や、乳幼児健診を受診できない世帯を対象に、家庭訪問において、育児や成長発達等に関する相談を行います。 平成25年度の訪問数は、延194人（100%）です。	健康推進グループ
乳幼児相談の実施	育児相談の希望がある乳幼児の保護者を対象に、定例の健康相談及び電話相談を行います。 平成25年度の相談来所者数は、284人です。	健康推進グループ

施策の方向② 健診等の充実

妊娠中の健診及び歯科健診、乳幼児健診など各種の健診や予防接種を実施します。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
妊婦健康診査の実施	妊娠期の健康管理と安全な出産に向けて、妊婦の健康診査に係る費用の一部（一般健診は14回、超音波は4回）を助成します。 平成25年度を受診者数は、352人（99.4%）です。	健康推進グループ
乳幼児健康診査の実施	4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、月1回、年12回、問診、診察、計測、育児相談、栄養相談を行います。4か月児健診では、育児アンケートを実施し、子育てにおいて支援が必要な保護者に支援を実施しています。 平成25年度を受診者数は、4か月児305人（95.9%）、1歳6か月児320人（95.8%）、3歳児309人（92.0%）です。	健康推進グループ

事業・施策名	取り組み内容	担当課
幼児歯科保健対策の実施	<p>幼児期の歯科保健対策を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■フッ素塗布 1歳6か月児健康診査受診者のうち希望者を対象に、半年毎、4歳までフッ素塗布を行います。 ■むし歯予防教室 1歳～1歳6か月児とその保護者を対象に、年2回、歯科医師による健康教育、歯科検診等を行います。 ■フッ素洗口 保育所の4・5歳児のうち希望者を対象に、フッ素洗口を行います。 	健康推進グループ 子育てグループ
新入学児童健康診断 児童生徒健康診断の実施	<p>小学校へ入学する児童の健康診断を実施し、入学に当たっての健康指導や入学後の保健指導などに役立てます。</p> <p>また、学齢ごとに対象となる児童生徒について、次のとおり検診を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 結核検診（小・中全員） 心臓・眼科・耳鼻科検診（小1・中1） ぎょう虫卵検査（幼稚園・小1～小3） 尿検査・内科検診・歯科検診（小・中全員） 	学校教育グループ

主要 施策

健康な生活習慣・食育の推進

- 乳幼児期からの楽しく正しい食習慣の定着は、豊かな人間性の形成や家族関係づくりの基礎となる重要なものであり、発達段階に応じた「食事」という行為の重要性を食育の観点から、もう一度見直していく必要があります。
- 本市では、離乳食や乳幼児期の健診等において、乳幼児や児童をもつ親に対して栄養や健康に関する学習機会を提供しています。
- また、思春期における無理なダイエットや心の健康の問題など、健康や性に関するさまざまな問題も提起されています。
- 思春期の児童・生徒に対しては、スクールカウンセラーによるカウンセリングや、喫煙、薬物の危険性等に関する教育を学校で実施しています。今後も、思春期の心と身体の発達の正しい理解を深めるため、母子保健関係課と学校の連携を図り、効果的な思春期保健対策を実施する必要があります。

施策の方向① 食育の推進

乳幼児期から学童期、思春期にわたる、発達段階に合わせた学習機会の提供や情報の提供を行います。また、子どもがつくる喜びを体験するとともに、食事の大切さを考える契機にもなるよう、親と子の参加型料理教室に取り組みます。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
乳幼児食育事業の推進	生後6～9か月児を持つ保護者を対象に年4回、「もぐもぐ食育ひろば」を開催し、月齢に応じた離乳食の進め方や必要な栄養についての講話や母子間交流を行います。 平成25年度の参加者数は、84組です。	健康推進グループ
母子栄養管理の実施	10か月児相談として、10か月児を対象に、毎月1回、年12回、育児相談、離乳食指導、栄養相談、遊びの紹介等を行います。 平成25年度の利用者数は、319人です。	健康推進グループ
おやつ作り講習の開催	子育て支援センターにおいて、栄養士の指導により、離乳食やおやつ作りを楽しみながら、お母さん同士の交流を深める講習を開催します。	子育てグループ
保育所における食育の推進	「保育所食育計画」を策定し、家庭と保育所の役割を分担し連携を図りながら、規則正しい生活リズムの確立、バランスのとれた食生活、望ましい食習慣の定着に向けた食育の推進を図ります。	子育てグループ

施策の方向② 思春期保健対策の充実

思春期の児童・生徒に対して、スクールカウンセラーによるカウンセリングや、喫煙、薬物の危険性等に関する教育などを学校で実施します。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
思春期の健康と性の知識の啓発	「思春期教室」等を開催し、子どもたち自身が生命と性について知識を得て、自らを大切にすることを学習する場を設けています。また、学校等で実施する性教室に関する相談や助言及び教材等の提供を行います。市内の中学校を中心に養護教諭と連携を図りながら、今後も教室を継続していきます。 平成25年度の教室開催数は5回です。	健康推進グループ
スクールカウンセラーの配置	小・中学校におけるいじめや不登校などの問題行動に対応するため、臨床心理士などの専門家を学校に拠点校方式で配置し、児童・生徒へのカウンセリング体制の充実を図ります。児童生徒が抱える問題の多様化、複雑化により相談件数が増加傾向にあるため、カウンセリング体制の強化及びより一層の機能の充実を図ります。 平成25年度末現在、2名（拠点校方式）配置しています。	学校教育グループ
心の教室相談員の配置	心の教室を設けるとともに相談員を配置し、生徒たちの不安やストレスなどを和らげ、心のゆとりを持てるよう、友人関係や進路、親子関係、登校拒否などについての相談を行っています。今後は、不登校等の背景にある課題の初期段階での解決に向けて取り組みを進めます。 平成25年度末現在、5名（全中学校・うち1校は欠員）配置しています。	学校教育グループ
薬物乱用防止対策や性教育対策の講習会	性に関する健全な意識の涵養と併せて喫煙や薬物等に関する正しい知識の普及を図るため、専門的な講師を呼んで保護者や児童生徒等に講習会を実施しています。外部講師を活用した講習等の機会充実を図ります。	学校教育グループ

小児医療の確保

- 小児保健医療水準の確保は、安心して子どもを産み、健やかに育てる環境の基盤となるものです。
- 本市では、医師会の協力により、日曜、祝祭日、年末年始及び夜間における急病患者への診療を実施しています。また、小児救急に関しても、同様の診療を受診できるように小児の初期救急医療体制を強化してきました。
- ニーズ調査の結果をみると、就学前児童、小学校児童双方から、医療機関充実の要望は高いので、引き続き小児保健医療水準の確保に努めます。

施策の方向①小児医療体制・夜間救急医療体制の確保

安心して子どもを産み、健やかに育てることができよう、小児医療体制を確保します。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
小児救急医療への対応	小児救急医療支援事業を実施し、休日及び夜間の診療体制を整え、小児重症救急患者の診療を確保しています。今後も現行体制を継続していきます。 平成25年度末現在、2か所（日鋼記念病院・製鉄記念室蘭病院）で対応しています。	健康推進グループ
小児救急医療電話相談の普及啓発	子どもを持つ親が、看護師や小児科医から子どもの症状に応じた適切なアドバイスを受けることができ、夜間の救急医療の相談にも対応している、北海道が行う「小児救急医療電話相談事業」の普及啓発に努めます。	健康推進グループ
予防接種推進の取り組み	予防接種による免疫効果や安全性等の情報を提供するとともに、各種の予防接種を実施していきます。	健康推進グループ
未熟児養育医療の給付	入院養育が必要な未熟児について、養育に必要な医療を給付します。	年金・長寿医療グループ

主要
施策

学校教育環境の充実

- 幼児教育や学校教育の場は、集団で学び、ともに育っていく学習の場として重要な役割を担っています。
- 本市では、子どもたちの学力向上を図るため、一人ひとりに応じたきめの細かい指導、外部人材の活用、体験学習などを進めています。また、教員の資質向上を図るために、各種研修を実施しています。
- いじめや不登校等が依然として大きな社会問題となっており、このような問題に対処するために教育相談やスクールカウンセラーの派遣が行われています。今後も関連機関と連携した専門的な相談・支援体制を継続していくことが必要です。
- 学校施設は地域における学びやスポーツ活動の拠点としての重要性も増してきています。本市ではこれまでも、地域に開かれた学校づくりを進めるため、学校運営委員会を設置するとともに、学校施設の地域開放を進めており、今後も引き続き取り組んでいきます。

施策の方向① 学力向上の取り組み

一人ひとりの子どもに応じた、きめ細かい指導の工夫や、学習活動の活性化を図ります。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
確かな学力の向上推進事業の実施	学力向上対策事業として、学習状況の実態を把握するため、小中学校においてチャレンジテストを実施しています。また、学校間・学級内の学力差などの課題解決に向けた指導方法等の工夫改善、学習支援専門員による練習問題配布による基礎的、基本的な学習内容の定着を図ります。	学校教育グループ
特色ある学校づくり推進事業の充実	自由な学習環境の中で学ぶ総合学習や、命の尊さや自然に親しむ心を育てる小動物の飼育や学校菜園などを推進します。温泉入浴体験、地域人材を活用した講演・野外体験学習、職業体験などを実施しています。今後はさらに、産業や自然など地域の素材を活用したものづくりや社会体験・観察の機会充実を図ります。	学校教育グループ

施策の方向② 教育相談の充実

学校不適応・いじめ・不登校等に対応するため、スクールソーシャルワーカー等による相談や指導活動を充実していきます。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
不登校・いじめ等対策会議 ふれあいサポート懇談会の開催	校長会や教頭会の代表、小・中学校教諭、教育委員会などによる、不登校・いじめ等の対策を推進するための会議を開催します。また、教職員（幼稚園、小・中学校）を対象とした、不登校・いじめ等対策のための研修会を行い、教職員の資質の向上に努めます。	学校教育グループ
教育相談・いじめ相談の充実	専門相談員を配置し、電話や来室による相談を受けます。いじめ相談は減少傾向にありますが、引き続き気軽に相談できる環境の充実に努めます。 平成25年度末現在、2名配置しています。	学校教育グループ
保護者懇談会の開催	不登校児童・生徒をかかえる保護者との懇談会を開催して不登校対策に努めます。	学校教育グループ
スクールソーシャルワーカーの配置	学校だけでは対応しきれない不登校など生徒指導上の問題を抱える小中学校へスクールソーシャルワーカーを派遣し、課題解決に向けた校内体制の確立を図るとともに、関係機関と連携しながら児童生徒や家庭への働きかけを行い、効果的な支援を行います。 平成25年度末現在、2名配置（うち1名は欠員）しています。	学校教育グループ
スタディ広場の実施	適応指導教室等の機能として、不登校児童生徒の復帰支援を行います。	学校教育グループ

施策の方向③ 地域とつながる学校づくり

学校運営協議会等により地域・家庭・学校の連携を深めるとともに、学校施設を地域の市民に開放するなど、より開かれた学校づくりを進めます。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
開かれた学校づくりの推進事業の実施	市内全校区に学校運営協議会を設置し、コミュニティスクールを導入します。	学校教育グループ
教育ふれあいウィークの実施	市内全小・中学校が、授業や日常の学校生活を公開するほか、作品展等の取り組みを行います。	学校教育グループ
学校支援地域本部事業の充実	地域のボランティアで学校を支える仕組みづくりを構築するため、学校支援地域本部を設置し、各中学校区における事業の充実を図ります。学校からの要望事項をスムーズに進めるため、各中学校区のコーディネーターが地域などを回りボランティア確保を進めています。今後各学校が行うコミュニティスクールと連携を図り学校の応援団になるよう取り組んでいきます。	社会教育グループ
学校開放事業の推進	地域のスポーツ活動促進のため、市内の小・中学校等の体育館を開放します。平成26年度からは全校で利用者による自主管理体制で行われています。 平成25年度末現在、体育館10施設で実施しています。	社会教育グループ
幼保・小・中の連携の推進	幼保小中連携協議会を設置し、情報交換、子ども同士や職員間の交流の環境を整備し、体力増強や読書推進など、幼児期から中学校まで一貫した取り組みを進めます。	学校教育グループ
P T A活動の推進	子どもたちが豊かな人間性を育むための各種研修活動や単位P T Aの連携協力等の事業を実施するP T A連合会を支援し、教育の充実・発展や家庭の教育力向上を図ります。	社会教育グループ

主要 施策

家庭や地域の教育力の向上

- 少子化社会や都市化の進展といった環境の中で育った若い世代では、昔に比べれば日常的な生活の中で子育てにつながる経験や地域の人々との関わりをもつ機会が必然的に少なくなっており、これが家庭の教育力の低下や、ひいては育児不安や児童虐待の背景となっているとも指摘されています。
- また、雑誌やテレビ、インターネットなどにより、さまざまな情報が氾濫する中で、子育てや教育方法に関する混乱も少なからず生じているものと思われます。
- 本市では、家庭や地域の教育力の向上を目指して、家庭教育事業の開催や家庭教育に関する情報提供を行っています。
- 今後も、地域の人材の活用や関係機関等の協力によって、家庭や地域の教育力の向上を図ることが必要です。

施策の方向① 学習機会・情報提供の拡充

子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行います。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
家族の時間づくりプロジェクトの推進	親子のコミュニケーションの場や機会を増やすため、市内の全小・中学校が暦にない3連休以上の休みを創出します。各団体等の協力のもと、テーマパークや公共施設の割引特典を設けるほか、企業等の理解と周知を図り、保護者の休暇取得を働き掛けていきます。	学校教育グループ
家庭教育学級の支援	家庭での教育力向上のため、幼稚園児や小学生をもつ親が自主企画して行う、子育て等に関する学習会、家庭教育学級の活動を支援します。 平成25年度末現在、12学級（小学校8、幼稚園4）で実施しています。	社会教育グループ
家庭教育講演会の開催	親のあり方や子育ての悩み等、家庭での教育力向上につながる学習機会を提供します。 平成25年度の参加者数は、30人です。	社会教育グループ
子育て講座-親子であ・そ・ぼ-の開催	バスを使用するおれすと鉱山・水族館等の親子バス遠足、食事と発達の講座など、親子で関わりながら楽しめる講座を提供していきます。 平成25年度の開催数は13回、参加者数は551人です。	子育てグループ

主要 施策

子どもの健全育成の取り組み

- 子どもは次代の親となるものであり、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、その育ちを支えていくことが必要です。
- そのためには、家庭や学校だけでなく、地域の中でのびのびと遊び、さまざまな人と出会い、成長していく機会が必要です。
- 本市では、児童館において小学校低学年から中高生年代と高齢者ボランティアとのふれあい・交流事業を行っています。また、児童と乳幼児との交流、幼いうちから絵本や読書に親しむ機会を提供する読み聞かせ等、各種講座を実施しています。
- これから親となる若い世代の子育てや親としての育ちを支えていくために、保育所、幼稚園、学校、生涯学習の場などを活用し、世代を超えた交流活動を推進していくことが必要です。

施策の方向① 体験活動等の充実

地域の団体と連携協力し、子どもや保護者に遊びやスポーツ、文化活動、自然体験、社会体験、ボランティア活動など豊かな体験活動を展開します。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
郷土資料館・文化伝承館体験学習の実施	地域の連帯感と心の豊かさを醸成するとともに、地域文化の理解や親子のふれあいを深めるため、資料館の日の設置や子どもが参加することのできるバラエティにとんだ体験を提供しています。子どもたちが伝統的な生活文化、または遊びに触れることができるよう、今後も魅力的な体験学習を実施します。 平成25年度の事業開催数は、13回です。	社会教育グループ
通学合宿事業の推進	子どもたちが親元を離れて共同生活をしながら通学し、自主性や協調性、適応能力など生きる力を身に付ける事業を推進します。定員を上回るほどの申込みがある人気事業です。今後も地域ボランティアとの連携強化を図りながら実施していきます。 平成25年度の事業開催数は、4回です。	社会教育グループ
ネイチャーセンター自然体験事業の推進	子どもたちの豊かな心や生きる力を育むため、ネイチャーセンターにおける事業（自然教室、幼児向け自然教室、大人向け自然体験、ふおれすと鉱山冬まつり等）を推進します。引き続き、鉱山地区の自然を活用した自然体験活動を推進していきます。	社会教育グループ

事業・施策名	取り組み内容	担当課
子ども会活動への支援	<p>「かるた大会」や「パン作り教室」等、体験活動を実施する登別市子ども会育成連絡協議会への助成を行い、子ども会活動を支援します。</p> <p>平成25年度の事業参加者数は、339人です。</p>	社会教育グループ
スポーツ振興事業の推進	<p>小中学生を対象としたスポーツ教室やスポーツ講習会、スポーツ大会を開催している一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団のスポーツ事業を支援し、市民のスポーツ振興を図ります。</p>	社会教育グループ
スポーツ少年団等への支援	<p>スポーツ少年団本部に助成することにより、加盟団体の育成を図り、剣道・サッカー・野球・柔道などの少年団の活動を支援します。</p> <p>平成25年度の登録は、21団体、320人です。</p>	社会教育グループ
ボランティア体験の実施	<p>登別市ボランティアセンターを中心に、ボランティア活動に興味のある市民（児童）を対象として、気軽に無理なく体験できるプログラムを関係機関・団体等の協力を得て実施しています。</p>	社会福祉グループ
少年の主張大会の開催	<p>市内の中学生（各代表2名）が、日常生活の体験や、日ごろ考えていることなどを発表します（胆振地区大会等への予選会を兼ねています）。</p>	社会教育グループ
高校生就職フォローアップ事業の実施	<p>進路選択を控えた高校生を対象に、登別市・室蘭市・伊達市の三市合同で、就業の適性把握や就職活動の心構えなどの就職応援講座を実施します。</p> <p>平成25年度の就職応援講座参加人数は50人です。</p>	商工労政グループ
高校生インターンシップ事業の実施	<p>市内の高校生を対象に、地元企業の協力を得ながらインターンシップ事業（就業体験）を実施します。</p> <p>平成25年度の参加者数は86人です。</p>	商工労政グループ

施策の方向② 世代間交流の促進

乳幼児、児童・生徒と高齢者、乳幼児などの交流できる機会を創造し、世代間交流を促進します。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
保育所世代間・異年齢交流事業の実施	保育所において、世代間交流事業や地域交流事業を行い、ふれあいや思いやりのある心を育みます。 平成25年度末現在、5か所（全保育所）で実施しています。	子育てグループ
私立幼稚園異年齢・世代間交流事業の実施	幼稚園児と地域のお年寄りや児童等との交流を通して、ふれあいや思いやりのある心を育みます。	子育てグループ
小学校世代間交流の促進	異年齢層間でのコミュニケーションを活性化させるため、けん玉、お手玉やめんこなどの昔遊び体験を通じた交流の場としての世代間交流を促進します。 平成25年度末現在、8か所（全小学校）で実施しています。	社会教育グループ

施策の方向③ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもの問題行動や有害図書など悪影響を与える環境から守るため、関係機関・団体やPTA等の地域住民と協力して、防止対策や啓発等を進めます。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
社会を明るくする運動の推進	青少年の非行防止や更生保護のために、メッセージ伝達式、啓発活動、地域住民との懇談会、社会を明るくする運動作文・標語募集、子ども育成者懇談会、公開ケース研究会等を実施します。今後も関係者と社会を明るくする運動の行事の見直しを進めていきます。	社会福祉グループ 市民サービスグループ
有害図書立ち入り調査の実施	非行など問題行動の誘引となる有害図書について実態把握と業者等の自主的措置を促すため立ち入り調査を行います。	社会教育グループ
青少年センター活動の実施	青少年センターでは、青色回転パトロール車を活用して市内全域を巡回し、非行防止などの抑止に努めています。関係機関などとの連携強化を図るとともに、巡回パトロール車をこれまで以上に活動させ青少年の非行防止に努めます。	社会教育グループ
健全育成関係団体等との連携	市内小中高等学校合同生徒指導担当者連絡会議などを活用し、問題行動等の早期発見に努めます。また、学校・家庭・地域にこれまで以上に働きかけ、町内会や各中学校区健全育成団体などと協議・連携を図り、関係団体の裾野を広め、子どもたちの健全育成に努めます。	社会教育グループ

主要
施策

安全・安心なまちづくり

- 子どもが交通事故等の被害に巻き込まれることなく、安心して暮らせる環境を確保していくことが必要です。
- 本市では、交通事故を未然に防ぐために、交通安全標識の設置や歩道の整備など道路環境の整備を進めています。また、子どもや子育て中の親を対象にした交通安全教育や、交通指導員による立哨指導を実施しています。
- 子どもの安全を確保するという視点から、市内の交通環境を見直すとともに、関連機関・団体やP T A、ボランティア等、地域の人々が一体となって交通安全や防犯への取り組みを充実していくことが求められています。
- また、住環境は生活の基盤です。今後も、子育てを担う若い世代が広くゆとりある住宅を確保することができるよう、整備促進に努めます。

施策の方向① 安全・安心なまちづくり

子どもや子育て中の親を対象とした交通安全教育を推進するとともに、子ども自身が交通事故から身を守るための心構えや、交通安全知識の学習機会の提供を行います。

また、子どもを犯罪等の被害から守るため、通学路・公園等の安全対策を進めるとともに、地域の防犯活動を支援します。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
幅広い歩道や照明灯の整備	子育て家族や高齢者などすべての市民が、安全で快適に生活できるよう、幅の広い歩道などを含めた道路交通環境の整備に努めます。また、交差点や急カーブなどの交通安全対策のため、幹線道路等に照明灯を設置します。	土木グループ
危険箇所の点検と危険防止	危険箇所の点検、交通安全施設や水路における安全防護施設の整備や遊泳禁止場所での指導など、危険箇所の点検の強化と危険防止に努めます。	社会教育グループ 学校教育グループ 土木グループ
防犯灯の設置推進	町内会などが地域の安全を確保するために設置・改修する防犯灯について支援をします。	市民サービスグループ

事業・施策名	取り組み内容	担当課
交通安全教育の推進	<p>幼児、小学校、中学校、高等学校及び専門学校それぞれにおいて、発達段階に応じた交通安全教育を開催します。</p> <p>また、スピードダウンの呼びかけ、シートベルトの着用、飲酒運転の根絶等、市民サービスグループだよりや市ホームページ等により交通安全教育に関する広報活動を行います。</p>	市民サービスグループ 子育てグループ 学校教育グループ
主要通学路等における交通安全指導	<p>主要通学路等における交通安全指導員の立哨指導を行います。市民の交通安全意識を高め、交通事故が減少するよう各種啓発活動等を実施するとともに、交通安全協会及び交通安全指導員会の活動を支援していきます。</p>	市民サービスグループ
防犯活動の推進	<p>「犯罪や事故・災害のない、明るく住みよい地域社会の実現」を目指して、室蘭登別防犯協会連合会や登別市暴力追放運動推進団体連絡協議会と関係団体が連携しながら街頭犯罪等の防止や少年非行防止などを推進します。</p>	市民サービスグループ
子ども110番スタディちゃんの家 の設置推進	<p>子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所「子ども110番スタディちゃんの家」設置を、地域住民等と連携して推進するとともに、設置箇所の拡充を図ります。</p> <p>平成25年度末の設置箇所は、483か所です。</p>	社会教育グループ
登下校時の児童・生徒の安全確保	<p>学校や地域のボランティア・保護者等が協力して、登下校時等の見守りや巡回等を行い、児童の安全を確保します。学校・地域や中学校区で実施している見守り隊などの団体とこれまで以上に連携を密にし、児童の安全確保に努めます。</p>	社会教育グループ

施策の方向② 良質な住宅等の供給促進

子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりのある住宅を確保できるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅等の供給を促進するなどの取り組みを推進します。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
良質な住宅の確保	<p>市営住宅の建替、改修時において、子育て家庭や高齢者などの入居者が安心して生活できる良質な住宅の供給を図ります。</p>	建築住宅グループ
子育てに配慮した環境整備	<p>公共施設等において、ベビーカーの利用やベビーベッド、オムツの交換場所など、子育て世帯が安心して利用できる設備の整備に努めます。</p>	各施設所管グループ
公共施設のバリアフリー化	<p>公共施設は、子育て家庭や高齢者など全ての市民が利用しやすい環境づくりに努め、バリアフリー化に努めるとともに、情報の提供を推進します。</p>	各施設所管グループ

主要
施策

仕事と子育ての両立の支援

- 女性も男性も、ともに子育ての責任を担い、仕事と子育て、地域活動などをバランスよく両立させることができる社会が求められています。
- 改正雇用機会均等法や育児・介護休業法の改正など、法律や制度の整備・充実は進んでいます。
- しかし、依然として育児休業を取得しづらい職場環境が残っていたり、休業後の職場復帰や子どもが病気の際の配慮不足、長時間勤務の常態化は残っています。
- 企業・地域の子育てに対する理解と配慮を深めるための意識啓発を進めるとともに、各種制度がより利用しやすいものとなるよう、国や道に対して職場環境改善策を要望していく必要があります。

施策の方向① 働き方の見直しの啓発

男女が共に働き、子育てなどの家庭生活に参画できる環境づくりを推進するため、役割分業にとらわれない生きかたを提示するとともに、男性の子育てへの関わりを周知・促進する事業に取り組みます。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	男女がともに、仕事、家庭生活、地域生活など様々な活動について自らが希望するバランスで展開できることを目指し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の具体的な取り組み方法等について、普及・啓発を図ります。	子育てグループ 商工労政グループ
お父さんの子育て広場の開催	子育て中の父親が子どもと楽しく遊びながら、父親同士の情報交換や交流の場を提供し、父親の子育て力の向上を促します。 平成25年度は、開催回数6回、参加者数85人です。	子育てグループ
男女共同参画の推進	女性と男性がお互いの人権を尊重し合い、共に支え合う男女共同参画社会の形成を目指し、講演会や学習会を開催するとともに、情報紙やパンフレット、DVD等による啓発を推進します。 平成25年度の講演会・学習会の開催は5回です。	市民サービスグループ

事業・施策名	取り組み内容	担当課
女性への暴力や権利侵害等の防止	配偶者からの暴力や様々な問題を抱える方に対する支援体制の充実や相談窓口の周知を図るとともに、警察や民間シェルターなど関係機関との連携の強化を図ります。	市民サービスグループ

施策の方向② 女性の再就業の支援

出産や育児により退職した女性の再就職の支援や若者の就職支援のため、ハローワークとの連携による情報提供や相談事業を実施するとともに、就職に向けた学習機会の提供を行います。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
女性の再就業に関する情報の提供	出産や育児、介護により退職した女性の再就業などを支援するため、公共職業安定所（ハローワーク）やその他職業紹介事業者等の関係機関と連携を図りながら、必要な情報の提供に努めます。	商工労政グループ
起業家を目指す女性への支援	中小企業への融資制度や助成制度などによる支援を行います。また、起業に関する講座やセミナーなどの情報の提供に努めます。	商工労政グループ

主要
施策

児童虐待防止対策の充実

- 虐待はある日突然生じるものではありません。生活環境や心身の状態からその兆候を捉え、未然または早期に対応が可能なよう、十分な体制を整えておく必要があります。
- 本市では、子ども家庭支援センターを中心に、福祉、医療、保健、教育、警察等、関係諸機関の協力による要保護児童対策地域協議会を設置し、早期発見・早期対応に備えるとともに、専門機関における親や子どもへのカウンセリングなどを実施しています。
- 不幸にも虐待が生じてしまった場合には、児童相談所だけでなく、市、警察、保健所、学校、医療機関等の関係機関がそれぞれの役割を果たし、相互に連携して子どもの安全を確保するとともに、保護者への指導・支援が求められます。
- 児童虐待を防止するためには、子どもへの暴力に社会全体がより厳しい目を向けることが不可欠です。そのためには、早期発見の体制強化と並行して、子どもの虐待防止についての啓発が重要になります。

施策の方向① 児童虐待防止ネットワークの充実

虐待の発生予防・早期発見・早期対応を図るため、福祉、医療、保健、教育、警察等、関係諸機関の協力による市の児童虐待防止の体制の充実に努めます。

被害を受けた児童の立ち直りを支援するため、親や子どもに対するカウンセリングなど、きめ細かな支援を実施していきます。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
児童虐待の予防、早期発見	乳幼児健診等の機会を活用しながら、子育て支援センターや保育所・幼稚園・学校・民生委員・児童委員等の関係機関と連携し、要保護児童、虐待が危惧される家庭の把握と適切な支援に努めます。 また、児童虐待に対する理解を深めるため、関係団体・関係機関への児童虐待防止マニュアルの配布やセミナーの開催等により、地域全体で虐待の予防、早期発見に努めます。	子育てグループ

事業・施策名	取り組み内容	担当課
児童虐待への適切な対応	関係機関の連携によって虐待の早期発見に努め、事案が発生した際は要保護児童対策地域協議会を速やかに開催し、適切に対応します。	子育てグループ
家庭相談員・児童虐待相談員の活用	家庭における適切な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図るため、子どもの問題で困ったり、悩んでいる人に対し、相談に応じ必要な助言指導を行います。 平成25年度の家庭相談は18件、ひとり親の相談は255件です。	子育てグループ
子どもの権利の啓発	5月5日から11日の『児童福祉週間』に子どもの権利について広報のぼりべつやパンフレット等で啓発します。	子育てグループ 学校教育グループ
里親制度の活用推進	里親制度は要保護児童を家庭的環境の中で養育する最も望ましい養育形態で、当市の要保護児童対策の中で重要な役割を担っています。今後も里親制度の活用を図ることにより、児童福祉の向上に努めます。 平成25年度の会員数は5人です。	子育てグループ

主要 施策

ひとり親家庭の自立支援

- 事故や離婚などにより、現在と異なる状況におかれることは誰にでも起こり得るものです。
- 特に乳幼児を抱えるひとり親家庭では子育てをはじめ生活全般にわたる精神的、経済的負担が大きいことから、本市では、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成、母子自立支援員による教育訓練給付金、高等技能訓練促進事業などの支援を行っています。
- 今後も、相談活動の充実とともに、就労支援など生活全体の自立に向けた総合的な支援が求められています。

施策の方向① 母子家庭等の自立のための支援

母子家庭等の自立を促進し、安定した生活を送ることができるよう、経済的支援等や相談体制の充実に取り組みます。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
母子自立支援員	ひとり親家庭等に対し、生活等の相談に応じ、経済・教育など諸問題の解決を支援するとともに、その自立に必要な指導を行います。	子育てグループ
児童扶養手当の支給	児童扶養手当法に基づく手当を支給し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進します。	子育てグループ
自立支援教育訓練給付事業の実施	母子家庭の母の職業能力開発を促進するため「指導講座」を受講し、資格等の取得を行う者に対して、教育訓練終了後、自立支援教育訓練給付金を支給します。	子育てグループ
高等技能訓練促進給付事業の実施	母子家庭の母が経済的自立に向け、資格を取得するための養成期間で修業の期間中の生活の安定のため、高等技能訓練促進給付金を支給します。	子育てグループ
入院助産事業の実施	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入院させ助産を受けることにより、児童福祉の向上を図ります。	子育てグループ
ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の児童とその親の医療費の自己負担の一部を助成します。	年金・長寿医療グループ

主要 施策

障がい児施策の充実

- 障がい等のある乳幼児、児童に対する、早期からの適切な療育支援は、自らの可能性を高め、社会的に自立していくために特に大切です。
- また近年は、発達障がい児等、集団生活における行動面や対人関係において特別な支援を必要とする子どもが増えています。
- 市ではこれまでも、特別な支援の必要な幼児、児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導や必要な支援に取り組んできました。
- 今後も、乳幼児健診の充実や事後相談支援体制の充実を図るとともに、登別市障害者地域自立支援協議会など関係者の連携のもと、保育所・幼稚園・学校等が情報を共有し、発達段階に応じた適切な支援を途切れることなく受けられる体制を充実していく必要があります。

施策の方向① 早期発見と療育・教育の充実

障がいの早期発見に努めるとともに、それぞれの障がいや発達課題に応じた療育体制や相談体制を充実します。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
障がい児等の療育体制の充実	障がい等の早期発見、早期療育等を関係者の密接な連携のもとに、総合的かつ効果的に推進するため、登別市障害者地域自立支援協議会に「こども部会」を設置するとともに、専門的分野を検討するための担当者連絡会議を開催するなどして、障がい児等の療育体制の充実に努めます。	障害福祉グループ 子育てグループ 健康推進グループ
特別支援教育の充実	一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な指導や必要な支援の充実を図るため、各学校に校内委員会を設置するとともに、保護者への相談窓口、担任教諭への支援、校内委員会の運営や推進などをすすめる特別支援教育コーディネーターを指名し、校内体制の整備と教育相談の充実に努めます。 また、室蘭養護学校及び室蘭聾学校の特別支援学校コーディネーターや胆振教育局等と連携し、特別支援教育体制整備に努めます。	学校教育グループ
ことばの教室の拡充	ことばの障がいなどがある子どもたちに必要な教育を行うため、幌別小学校に通級指導教室を開設し、幼児・小学生を指導しています。今後は、設置校の拡充として鷺別小学校での開設に向け、言語教室担当教員の増員とともに道教委に要望していきます。	学校教育グループ

施策の方向② 障がい児へのサービスの充実

障がいや病気のある子どもの親同士の仲間づくり、保育所や児童クラブの対応充実など、地域での生活支援を充実します。

事業・施策名	取り組み内容	担当課
児童発達支援・放課後等デイサービスの充実	平成26年度から民間委託したのぞみ園については、利用する児童に幅広く対応できるよう、臨床心理士や理学療法士、言語聴覚士など専門職の配置に努め、療育機能及び療育内容の更なる質の向上を図ります。	障害福祉グループ
【新規】障がい児入浴サービス事業の実施	自宅の浴室での入浴が困難な障がい児（肢体不自由児）に、入浴サービスを行います。	障害福祉グループ
障がい児保育の充実	3歳以上で心身に障がいを持つ児童や発育・発達に心配のある児童で、集団保育が可能な児童を受け入れ、児童の健全な成長、発達を促すとともに、障がい児保育の充実に努めます。	子育てグループ
放課後児童クラブの支援体制の充実	障がいのある児童や虐待への対応等特に配慮を要する児童の利用希望に対応するため、必要に応じて補助員を加配するなど、支援体制の充実に努めます。	子育てグループ
手当や医療費の給付による支援	特別児童扶養手当、障害児福祉手当、重度心身障害児介護手当等の手当や重度心身障害者医療費助成、育成医療等の給付により、児童の家庭を支援し児童の福祉の増進を図ります。	子育てグループ 障害福祉グループ 年金・長寿医療グループ

第4章 計画の推進体制と進行管理

1. 推進体制の充実

(1) 市役所内における各部署の連携強化

本計画に携わる部署は、市役所関係の組織でみると児童福祉や保育の担当グループだけでなく、健康増進の担当グループ、都市計画や道路整備の担当グループ、教育委員会など広範囲にわたっています。

そのため、各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

(2) 関係機関や市民との協力

本計画の推進のためには、市役所だけでなく、児童相談所などの行政組織や、子育てに関係する民間団体・市民ネットワーク、及び各地域の住民の協力が不可欠です。そのため、市民に対して積極的に情報を提供していくとともに、市行政と各種団体、地域住民との協力の強化を推進します。

(3) 国・道との連携

地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・道に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2. 計画の点検・評価に向けて

本計画を市民とともに推進していく体制を確保するため、市民参画により構成される「登別市子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。

庁内においては、各施策・事業の進捗状況を把握し、定期的に報告と検討を行います。

登別市 子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月

発行 / 登別市

編集 / 登別市 保健福祉部 子育てグループ
〒059-8701

登別市中央町 6 丁目 11 番地

(TEL) 0 1 4 3 - 8 5 - 5 6 3 4

(FAX) 0 1 4 3 - 8 5 - 1 1 0 8
